

3月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 11名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | | |
2. 欠席議員 9番議員 朝倉 国勝 君
10番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮嶋 和博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 細田 美香 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 安全安心なまちづくりについてほか 祢津明子 議員

(2) デマンド交通乗り合いタクシーについてほか 吉川まゆみ 議員

第 2 発委第 1 号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

第 3 議案第 9 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 10 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 11 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 12 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 13 号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 14 号 令和 5 年度坂城町一般会計予算について

第 9 議案第 15 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 10 議案第 16 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 11 議案第 17 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 12 議案第 18 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に 9 番 朝倉国勝君、10 番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、4 番 祢津明子さんの質問を許します。

4 番（祢津さん） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は任期最後の議会ということで、感慨深いものがあります。4 年間を振り返ると、子ども

ものを中心に質問してきました。そして任期最後も大切な宝である子どもたちのために質問したいと思います。

私は、この4年間約300日、朝の登校班の見守りを続けました。その経験を踏まえて順次質問したいと思います。

1. 安全安心なまちづくりについて

イ. 地域防犯対策について

千曲警察署の資料によりますと、坂城町の刑法犯発生状況は、平成29年から令和元年の3年間で粗暴犯3件、窃盗犯68件、知能犯14件、風俗犯1件、その他12件、3年間で98件発生しています。そして、令和元年度千曲警察署管内の町内事故発生件数は248件、死者4名、傷者302名です。

住民の生活様式が多様化するにつれ、犯罪の形態も広域化、凶暴化する中、安全で安心して生活できる環境をつくるためには、町ぐるみの防犯対策が大切です。現在、当町も交通安全推進団体などと推進し、交通安全意識の啓発に取り組み、地域の交通危険箇所を把握し、交通安全対策を図っているものと思います。

そこで、5点お伺いいたします。1点目として、学校での交通安全教育・防犯教育の現状はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、通学路の見守り活動の担い手の確保が必要であると考えますが、町のご見解をお聞きます。

3点目として、警察からの不審者などの情報提供があった際の情報配信の現況はどのようになっているのでしょうか。

4点目として、防犯灯の整備状況と、防犯灯の新設要望から設置までの流れはどのようになっているのでしょうか。

5点目として、防犯カメラを幹線道路や公共施設等に設置する必要があると考えますが、町のご見解をお聞きます。

以上、5点お尋ねいたします。

教育文化課長（長崎さん） 1. 安全安心なまちづくりについて、イ. 地域防犯対策についてのご質問のうち、学校での交通安全教育・防犯教育の現状と通学路の見守り活動の担い手についてお答えいたします。

初めに、学校での交通安全教育につきましては、小中学校ごと交通事故防止に向け、各学年の実態に合わせ、交通ルールの理解と交通安全に対する意識の向上を図る目的で実施しております。

小学校における交通安全教育につきましては、正しい歩行の仕方や自転車の乗り方を身につけ、交通事故の恐ろしさを理解し、危険予測ができるようになることなどを目的に、全国交通

安全運動の時期に合わせ、春と秋の年2回の交通安全教室を開催しております。

内容といたしましては、道路での歩行や自転車の乗り方についての講演のほか、交通安全のDVDなどの動画の視聴、ダミー人形を使った衝突実験・死角の学習などを実施し、千曲警察署や千曲交通安全協会坂城支部などの関係機関のご協力をいただき中で開催しております。

学年ごとの取組といたしましては、小学3年生を対象に、校庭に模擬道路を作成し、自転車の乗り方について実践も交えた指導を行い、交通安全教室終了後は、保護者の許可が得られた段階で一般の公道でも自転車を利用することができることとしており、4年生以上からは、毎年、各家庭に自転車の整備・点検の方法を周知するとともに、事故防止への協力をお願いしているところでございます。

また、中学校におきましても、新年度が始まった4月上旬に千曲警察署から講師を派遣していただき、交通安全教室を開催しております。内容といたしましては、交通事故の起きやすい場所や場面、安全な歩き方や自転車の乗り方の説明など、生徒には内容等の確認の意味も含めて、感想等を当日の生活記録に記入、提出させるとともに、学年だよりなどにより、保護者への発信も行っているところでございます。

自転車通学を行う生徒につきましては、新年度の初日に自転車使用申請書等を提出してもらい、学校長の許可により使用できることとしており、全校生徒を対象とする交通安全教室とは別に、自転車通学する生徒への指導を行っております。

このほか、各小中学校において、春と秋の年2回、通学路の主要な交差点や校門前など、朝の登校時にPTA校外指導部の皆さんと教職員が分担し、校外指導も行っているところでございます。

続きまして、防犯教育の現状についてのご質問でございますが、各学校において、危機管理マニュアルを作成し、様々な危険から身を守るための安全指導を行っております。その中で、声かけ、誘い、付きまとい、写真撮影等、いわゆる不審者から身を守るための対策について、教職員が共通理解の下、児童・生徒が自分の力で自分の安全を確かなものにできるようになること、また自分の命は自分で守ることを念頭に置き、日頃から指導を行っているところでございます。

日常的な対策として、危険を察知できるような子ども自身の意識を育てることも、防犯対策として効果があることから、警視庁が考案した誘拐などから子ども自身が身を守るための行動をまとめた標語「いかのおすし」を活用した安全指導を行い、各家庭においても共通認識として、ご理解いただいているところでございます。

小学校の登下校時の対策といたしましては、「いかのおすし」の五つの行動指針を基本とし、例えば、大きな声が出せない状況などを考慮して、防犯ブザーや笛を身につけ、いざというときに鳴らせるよう指導しているほか、1人にならないよう、登校班、学年、近所ごとまとまっ

での登下校や、決められた通学路を通ることなどを指導するとともに、定期的に街頭指導として教職員が登下校を見守る活動も行っております。

また、警察署の取組として行われている、子どもが犯罪や声かけ事案等の被害に遭う、または遭いそうになった場合における保護や通報、見守り活動等を自主的に行うことを目的に、警察署長から委嘱される子どもを守る安心の家事業についても活用しているところでございます。

この安心の家につきましては、地域の実態に応じ、原則として小学校ごと防犯協会や各自治会、PTA等の協力を得て、通学路や子どもが集まる公園等の周辺にある民家、商店などから選定し、登下校の時間帯や子どもが屋外で遊ぶ時間帯に恒常的に人がいるなど、安心の家として機能できる施設などに委嘱されており、当町では、各学校からお願いしてご協力いただいている民家や店舗など、約150軒が登録されております。

また、いざという時のために安心の家を活用できるよう、各学校で作成している「安全マップ」により周知、確認するとともに、年度当初の集団下校の際には、教職員が子どもたちと実際に現地を確認しているところでございます。

このほかの対策といたしましては、毎年実施している防犯教室などによる不審者対応訓練や、地域のボランティアによる登下校時の見守り活動のほか、不審者の情報があった際には、「すぐメール」により全ての保護者に対し注意喚起を行うとともに、必要に応じて全町に対しましても情報の提供や注意喚起を促しております。また、付近の見回り活動など、警察と連携して安全確認を行うとともに、必要に応じて対策の検討も行っているところでございます。

続きまして、通学路の見守り活動の担い手の確保についてであります。現在、長野県では、学校と地域住民の協働により子どもたちの豊かな成長を支えるため、地域と共にある学校づくりを推進し、学校運営参画、協働活動、学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みとして、信州型コミュニティスクールを構築し、当町でも全ての小中学校で導入しております。

各学校では、それぞれ運営委員会等を組織し、地域住民や保護者の皆さんにもボランティアとしてご参加いただく中で、キャリア教育や環境整備、学習支援、学校行事支援、登下校の安全など、多岐にわたり活動していただいております。通学路の見守り活動についても一連の活動の一つとしてご協力をいただいているところでございます。

町といたしましては、交通安全、防犯の両面からも、地域のボランティアの皆さんや保護者の皆さんによる通学路の見守り活動は必要不可欠であると認識しており、今後も継続して担い手を確保できるよう、各学校と連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今後も引き続き、教育委員会と各学校がご家庭や関係機関、自治会、PTAなどと連携する中で、児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校における交通安全教育・防犯教育を進めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） イの地域防犯対策について、順次お答えいたします。

初めに、警察からの不審者などの情報提供があった際の情報配信の現況についてであります。が、県警本部や各警察署では、子どもや女性に対する声かけ事案や性犯罪等の発生状況等をはじめ、電話でお金詐欺の前兆事案、刃物などを使用した凶悪犯罪等の発生状況などの防犯情報、交通事故の発生情報等の交通安全情報、台風、大雨、地震等の災害に関する情報等の防災情報をはじめ、ライポくん安心メールにより、あらかじめ登録した方に配信しております。

学校関係においては、ライポくん安心メールに登録し、そこから得た情報を学校側から「すぐメール」により保護者へ配信するといった活用もされております。

また、町でも「すぐメール」により各種情報を配信しておりますが、警察から不審者などの情報提供があった場合は、配信カテゴリの中の安心・安全情報として配信するほか、必要に応じて防災行政無線でも周知することとしております。

なお、「すぐメール」につきましては、千曲警察署及び千曲坂城消防本部と「さかきまちすぐメール」の運用に関する協定を締結しており、不審者情報や電話でお金詐欺の前兆電話や火災の発生の際など、警察署や消防署が町民の安心・安全が脅かされると判断される事態が生じた場合や、生じるおそれがあると判断した場合は、それぞれ直接配信を行うことで迅速な情報伝達が可能となっております。

町といたしましては、地域の安全・安心のため、多重的な情報伝達手段の確保が重要であるとの認識から、さきに申し上げました情報伝達手段を有効に活用して、引き続き、地域と連携した防犯体制の強化の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、防犯灯の整備状況と防犯灯の新設要望から設置までの流れについてお答えいたします。まず、防犯灯の整備状況につきましては、2月末現在、町管理の防犯灯が725灯、区管理の防犯灯が880灯の合計1,605灯となっております。

次に、防犯灯の新設要望から設置までの流れについてであります。地域からの防犯灯の新設・移設・改修等の要望につきましては、各区長さんに、次年度の防犯灯設置・移設等要望書の提出を依頼し、地域や育成会等からの要望を取りまとめていただいた上で、年が明けた2月末までにご提出いただいております。また、各小中学校のPTAから通学路への防犯灯の設置要望等があった場合は、教育委員会を通じて要望が寄せられます。

町では、各区からご提出いただいた防犯灯設置・移設等要望箇所について、区長さんをはじめ地区役員さんにお立会いいただく中で現地調査を行います。同様に、PTAからの要望につきましては、教育委員会や先生方、PTA役員の保護者の皆さんと現地調査を行っているところでもあります。

そうした現地調査を踏まえ、通学路の状況、既存の防犯灯などの街路照明からの距離、道路の見通し、住宅地の状況、特に交通の危険が認められる場所や防犯上必要と認められる場所などを勘案し、優先度が高いものから予算の範囲内で実施箇所を決定し、順次、設置・移設等の

工事を行っているところでございます。

続きまして、防犯カメラを幹線道路や公共施設等に設置する必要があると考えるが町の見解はとのご質問でございますが、町では、犯罪の予防及び事故の防止を目的に、町施設などに防犯カメラを設置しており、現在、役場庁舎や小中学校をはじめ、坂城駅及びテクノさかき駅などの公共施設等に設置しているところであります。

各施設におきましては、それぞれ施設への人の出入りが確認できる箇所に防犯カメラを設置しており、併せて出入口などに防犯カメラが作動していることを表示することで、犯罪予防のために機能しているものと考えております。

また、坂城駅、テクノさかき駅などにおいては、これまでも警察からの要請に応じて、発生した犯罪の捜査のため、録画された防犯カメラ映像の閲覧または提供により、事件の早期解決に向けた協力も行っております。

幹線道路につきましては、国道18号線田町交差点付近に国土交通省関東地方整備局長野国道事務所が管理する道路管理用カメラが1台設置されている状況でございます。

町といたしましては、現状の町施設への防犯カメラの設置と管理・運用に関しましては、おおむね適切な配備が完了していると考えておりますが、今後も、各施設の利用状況や社会情勢の変化に合わせ、適切な配備及び管理・運用に努め、犯罪の未然防止を中心とした安心安全のまちづくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

4番（柗津さん） ご答弁いただきました。1点再質問いたします。町民が安全に外出できるよう、犯罪が起こりにくい環境をつくっていく必要があると考えますが、町のご見解をお聞きいたします。

住民環境課長（竹内君） 犯罪が起きにくい環境づくりの必要性についての再質問にお答えします。複雑化する社会情勢を背景に、特に高齢者を対象とした電話でお金詐欺の被害、また、子どもや女性が被害者となる事件が大きな問題となっております。そうした犯罪から住民を守り、住民生活の安全を確保するため、犯罪が起きにくい環境づくりは非常に重要であると考えているところでございます。

犯罪が起きにくい環境づくりとは、地域社会の環境づくり、つまり犯罪に遭わない、起こさせないための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組であり、先ほど申しあげました防犯灯の整備や防犯カメラの維持・管理は最も重要な取組の一つとして、今後も推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、そうしたハード面だけでなく、地域ぐるみで誰もが安心して暮らすことができる取組が必要不可欠であります。例えば、自転車盗や車上狙い、空き巣などは、施錠をしっかりとするなどといった町民の皆様一人一人の防犯意識の向上により防ぐことができ、地域社会における連帯した人の目も、防犯カメラ以上に身近に起こり得る犯罪の抑止効果として非常に大きいも

のがあると言われております。

町といたしましては、引き続き、防犯活動を積極的に展開し、町民の皆様の防犯意識の向上を図り、あわせて、町民、警察、学校、町防犯協会などの関係機関との連携強化に努め、犯罪に遭わない、起こさせないための地域ぐるみで誰もが安心して暮らすことができる犯罪の起きにくい環境づくりをさらに推進してまいりたいと考えているところでございます。

4番（柗津さん） ご答弁いただきました。神奈川県小田原市は、子どもの安心かつ安全な暮らしを実現するため、おだわらっ子見守りサービスをスタートしました。そのサービスと協定を締結した、どこに（「おった」か分かる）安心がキャッチフレーズである株式会社otta（オッタ）の見守り人アプリというものがあります。アプリをインストールするだけで、ふだんの散歩やお出かけが地域を見守る活動になるアプリです。見守り端末を持つお子様や高齢者と擦れ違った場所をスマホ経由で保護者など家庭に伝えるというものです。ぜひ、このようなIoTを活用した見守りサービスなどを検討し、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりをしていただきたいと考えます。

子どもたちの未来は社会の未来です。人は年を取り、いつか子どもたちが町の未来をつくります。子どもを応援することは、自分自身の未来を応援することでもあります。未来を担う子どもたちをみんなで応援する、子どもたちのことは未来への投資なのです。皆さんのお力で子どもたちを温かく見守ってください。

次に、2. がん対策について。

イ. がん患者の支援について

2月23日に「信州のがん最前線」という番組が長野朝日放送で放映されました。abn（長野朝日放送）では、開局20周年を機に、2012年1月、信州がんプロジェクトを立ち上げ、知ろう、考えよう、がんのことをコンセプトに、番組などを通じてがんに関する確かな情報を届け、がんを負けない社会を目指して取り組んでいます。

日本人の2人に1人ががんになる時代、一方で医療の進歩に伴い、早期発見、治療で治る可能性は高まり、がんイコール不治の病のイメージは大きく変貌しつつあります。がん患者の3人に1人は働く世代で、治療と仕事の両立など、がんとともに歩む生き方が大きな課題となっています。

今回の放送では、AYA世代のがんがテーマでした。AYA世代という言葉は聞いたことがあるかと思います。英語の思春期、若年青年の頭文字を取ったもので、主にごん治療の分野で使われる言葉です。15歳から39歳までの世代を指します。

国内では毎年約100万人ががんと診断されていますが、AYA世代は約2万人です。全体に占める割合は僅か2%ですが、就学、就労、結婚、出産などライフステージに大きな影響を与えます。今、AYA世代のがん治療はどうなっているのかについて、患者の声や専門家の見

解などを通して県内の最新事情を紹介していました。

そこで3点お伺いいたします。1点目として、町におけるAYA世代のがんの現状はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、本町のアピアランスケアに対する考え方についてお聞きします。

3点目として、アピアランスケアの取組の一つとして、医療用ウィッグ、補正具の購入費助成等が必要だと考えますが、町のご見解をお聞きします。

以上、3点お尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま、祢津議員さんからがん対策についてということでご質問いただきました。がんは、昭和56年から日本における死因の第1位となり、現在では、男性の2人に1人、女性の3人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があるとされております。

厚生労働省が公表した令和3年の人口動態統計によりますと、がんによる死亡は、男性が22万2,467人、女性が15万9,038人で、部位的に見ますと、男性は肺がん、大腸がん、胃がん、すい臓がん、肝臓がんの順に多く、女性は大腸がん、肺がん、すい臓がん、乳がん、胃がんの順となっております。

町における、がんにより亡くなられた方の状況を申し上げますと、令和2年から4年において、男性は肺がん、すい臓がん、大腸がんが多く、女性は大腸がん、肺がん、すい臓がんが多いという状況となっております。

また、町のがん患者数につきましては、令和2年国勢調査に基づく推計値で112人、人口に対する割合で0.7%の方が新規患者とされており、以前から治療を継続されている方などを合わせますと、がんに罹患されておられる方はさらに多いものと拝察いたすところであります。

ご質問の、町のAYA世代におけるがんの状況についてであります。先ほども話がありましたが、まず、AYA世代というのは、思春期から若年成人という意味の英語、Adolescent and Young Adultの頭文字を取ったAYAというもので、15から39歳までの若い世代の方を指すものであります。

町におきましては、AYA世代に限らず、がん罹患されている方の状況は把握できないことから、町の状況は申し上げられませんが、国立がん研究センターによると、日本におきましては、毎年約2万人のAYA世代の方ががんを発症すると推定されており、子どもから大人への移行期も含まれるため、小児で発症することが多いがんと、成人で発症することが多いがんの両方の種類が存在するとのことをございます。

15から19歳では、小児期と同様に白血病、胚細胞腫瘍・性腺腫瘍、リンパ腫などが多く、20から29歳では胚細胞腫瘍・性腺腫瘍、甲状腺がん、30から39歳では乳がん、子宮頸がん、大腸がんなど、成人に多いがんが多くなるとされております。

続きまして、町のアピアランスケアに対する考え方はとのご質問であります。アピアランスケアとは、医学的・整容的、容姿ですね。心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアとされ、がんの治療やその副作用により外見の変容が生じた方に対し、頭髪補正具や乳房補正具など、外見の変容を補完するものであります。

がんの治療を受けながら仕事や家事を行う方も増えている中、外見が変わることで人に会うことが苦痛に感じるなど、社会生活が困難となる場合もあることから、アピアランスケアにつきましては、大変重要であると考えております。

お話もありました医療用ウィッグ、補正具等の購入費の助成につきましては、令和5年度から市町村と県が共同し、対象となる補正具等の購入費用の一部を助成する事業が開始されるとお聞きしておりますので、町におきましても、助成の実施につきまして検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

4番（柗津さん） ご答弁いただきました。現在、県では購入費助成を検討しています。県が検討しているのは、市町村が実施する助成に対しての費用を補助するという内容です。県保健・疾病対策課の担当者も、患者の社会参加を支援する必要があるとしています。

先日、千曲・坂城選出の竹内県議も一般質問されていましたが、現在、県内でアピアランスケア助成事業を実施している市町村はないとのことです。がん患者にとって、居住市町村が事業を開始しなければ助成を受けられません。ぜひ、坂城町から声を上げてください。

A Y A世代のがん患者の在宅ケアに関しても、この世代は介護サービスの対象ではありません。終末期も含め、自宅で家族と過ごせるよう、在宅療養、支援も大切になります。在宅療養も含め、がんとともに働き、生きることができると社会の実現のため、ぜひお力添えをお願いしたいと思います。

今年は、3月4日から12日まで、A Y A世代のがんへの社会の理解と支援を広げるための強化週間です。今まさにその期間です。がんの今とつながる1週間にしていきたいと思います。

4年前、私は他人の意思や考えを伝えるだけの代理人ではなく、自分を選んでくれた人々の意思や要求や利益をしっかりと判断していく代表者として、また、自分なりに町民の様々な声をそしゃくし、対話で行政と町民の橋渡しになることを誓い、議員としてスタートしたことを思い出します。議員の任期と同時に令和がスタートし、10月には令和元年19号台風があり、自分の無力さを痛感しました。そして年が明け、令和2年1月16日、中国武漢から帰国した男性から、国内で初めてコロナウイルス感染が確認され、現在でもなおコロナウイルス感染症に振り回されています。本当に何もかもが経験したことのないことばかり起きた4年間でした。コロナウイルスによって当たり前が当たり前でなくなり、答えのない世界になりました。過去の経験は、判断材料にはなりますが判断基準にはならなくなりました。これからは自分軸、つ

まり志からしか未来はないと思います。自分で考え、自分で決めて、自分の言葉に責任を持つ、これからの未来がウェルビーイングな世界に向かうことを期待します。

最後に、これまで叱咤激励いただいた町民の皆様、町理事者、執行部の皆様、議員各位に心から感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時36分～再開 午前10時46分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. デマンド交通乗り合いタクシーについて

イ. 実証実験1年目の状況は

長年の懸案でありましたドア・トゥ・ドア、玄関先から目的地への交通弱者対策が昨年4月からデマンド乗り合いタクシーとして開始いたしました。3年間の実証実験として始まったわけですが、先頃も83歳になるTさんから、大変助かっていると、うれしい言葉を聞くことができました。Tさんは、ご主人亡き後、循環バスを頼りに「どこでものれーる」も登録し、湯さん館に毎日通い、運動浴を行い、健康には常に気遣っております。しかし、買物のとき、行きはいいのですが、帰りになると重い荷物を提げて、バスが来るまで待つことがなく、いつもタクシーを頼んで家まで送ってもらっていました。ですので、今回のデマンドタクシーには本当にありがたいと感謝されておりました。

このように、今回の取組を早速利用されている方もおりますが、まだまだ広く認知されていない部分もあるかと思えます。そこで今回、実証実験1年目が終わるところですが、多くの皆様にそのメリットなどを知っていただき、ご利用いただくためにも、その利用状況と成果についてお聞きしたいと思います。

まず1点目として、1月までの登録者数はどうでしょうか。そして、利用の状況についてもお聞きいたします。

2点目として、私がこれまで回っていく中で、大変喜ばれている感想をお聞きしますが、町当局として、これまでの利用状況についてはどのように捉えているのでしょうか。お聞きいたします。

そして3点目として、今回、循環バスの運行もそのまま併用するという事で運行を決めましたが、従来からのこの循環バスの利用者数への影響はどうでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

口として、今後の運行についてです。

今回、地域公共交通会議が行われました。そこで、委託事業者からの報告を受け、今後の運行に向けて、利用者からの様々なご意見も聞かれたと思います。

そこで1点、その利用者からのご要望を踏まえ、今後改善する点はあるのでしょうか。その内容についてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 吉川議員さんから、デマンド交通乗り合いタクシーについてのご質問をいただきました。私からは、これまでの取組状況と、今の今後の運行を中心に、全般的な内容についてお答え申し上げまして、その他の詳細につきましては、課長から答弁をいたします。

さて、当町の地域公共交通につきましては、交通の根幹でもある鉄道路線のほか、民間路線バスの運行廃止による福祉バスの運行を経て、誰でも利用できる公共交通機関として、停留所による定期路線循環バスの運行を行ってまいりました。

加えて、昨年4月から、新たな地域公共交通システムとして、特に移動困難な高齢者の方の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的とした、定額で利用でき、ドア・トゥ・ドアによる、デマンド交通乗り合いタクシーの実証実験を開始して運行しているところであります。ご案内のとおり、デマンド交通乗り合いタクシーは、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力の下、最長3年間の予定で実証実験を行っております。

実証実験の運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者とし、利用料金を1回500円で、既存のタクシー車両を使って、土を除く平日の午前9時から12時までの3時間と、午後1時から3時までの2時間、合わせて1日5時間の運行となっております。

利用にあたりましては、事前に利用者登録をしていただき、自宅から買物や医療機関などの指定された停留所までの間を、予約をいただいた複数の利用者が乗り合いにより運行するものであります。

これまでの乗り合いタクシーの全体的な利用状況でございますが、実証実験運行が始まった昨年4月の実績は、利用人数が延べ150人でありましたが、登録者の自宅玄関から医療機関などの目的地まで、いわゆるドア・トゥ・ドアで行くことができる利便性が皆様に伝わり、5月の利用は延べ200人となり、6月以降の1月の利用実績として、230人から270人の高齢者の皆様にご利用いただいているところであります。

また、利用先では医療機関が一番多く、続いて商店などの買物、金融機関、駅、公共施設の順となっており、この利用状況から、日常生活を営む上で、高齢者の皆さんの貴重な交通移動手段となっていることがうかがえるところであります。

続いて、今後の運行についてでございますが、昨年12月に開催されました公共交通会議におきまして、運行事業者などから利用者の要望をお聞きしてきたところでありますが、この中には、売場面積が広い店舗だけでなく、小回りの利くコンビニエンスストア、また、葬祭場等な

どへの停留所の増設希望があったことから、今年4月から実施する予定としているところであります。

新たな公共交通システムとしてのデマンドによる乗り合いタクシー事業につきましては、移動手段を持たない、より多くの高齢者の皆さんが、より便利にご利用いただける仕組みとなるよう、実証実験を通じた検証を進めるとともに、地域交通会議で協議を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。

建設課長（関君） デマンド交通乗り合いタクシーの実証実験1年目の状況についてから、順次お答えいたします。

まず、利用登録者の人数であります。1月末現在で216人となっております。内訳としましては、男性が36人、女性につきましては180人、平均年齢は84歳となっております。募集を開始してから実証実験開始までの事前登録が48人でスタートしましたが、口コミなどによりまして広がりがまして、現在においても毎月登録者が増え続けている、そんな状況であります。

なお、地域別の利用登録につきましては、坂城地区が86人、中之条は24人、南条地区が63人、村上地区43人と、ややばらつきのある状況となっております。また、利用登録者数216人のうち、運転免許を有している方は26人となっております。

次に、乗り合いタクシーの利用延べ人数の状況でございますが、9月が228人、10月は251人、11月が233人、12月は273人、1月が227人となっております。4月からの月平均で申しますと、約226人となっております。

なお、予約申込みに対します1乗車当たりの乗り合い率につきましては、全体では1.37人となっております。午前、午後別の利用状況につきましては、午前の予約が多く、全体の約70%、午後は30%となっております。

これらの利用状況から見ますと、運転免許証を持たない高齢者の貴重な交通移動手段となっておりますとともに、運転に不安のある高齢者の移動手段の一助になっているものと考えております。また、高齢者の方が午前中に病院や買物などを済ませたいという行動パターンにより、午前の予約の割合が大きいことがうかがえる状況となっております。

スタート時点では、目標として一月の利用人数を200人の運行として目指しておりましたので、目標を上回る利用状況から、現段階におきましては、高齢者の皆様にとって移動手段の一つとして認識されていると推察しておるところでございます。

次に、循環バスへの影響があるかのご質問でございます。コロナウイルス感染症拡大によりまして、循環バス利用者は減少傾向でございましたが、令和4年度につきましては、昨年と比べて増加してきております。回復傾向となっております。

これまで循環バスの利用につきましては、びんぐし湯さん館への利用が最も多く、昨年

10月から11月の改修工事の際は循環バス利用も落ち込みましたけれども、びんぐし湯さん館がリニューアルオープンしました12月以降につきましては、循環バス利用者も令和3年度を上回る状況となっております。

特に、乗り合いタクシーが浸透するにつれて、行きは循環バスを利用して、帰りは乗り合いタクシーを利用する利用者の増加、また、上田の医療機関を利用していた高齢者の方が、循環バスと乗り合いタクシーを併用することで、町内の医療機関へ通院を切り替えて、併せて帰宅するときに買物ができると、非常に便利となったというご意見もお聞きしているところでございます。利用者の皆さんが、地域公共交通をご自分の生活様式の中で工夫をしまして、利用されているということがうかがえます。より循環バスとデマンド交通乗り合いタクシーの利用に相乗効果が出てきているのではないかと考えております。

今後につきましても、まずは日常生活に必要な移動手段の確保のために、より多くの高齢者の皆さんが便利にご利用いただくとともに、町としましては、実証実験を通じ、より利用しやすい仕組みになるよう、地域交通会議で協議し、検討を進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま町長、そして担当課長より詳しい詳細についてご答弁いただきました。本当に今お聞きしますと、循環バスの利用についても、コロナの状況もあると思いますが、利用する方がすみ分けをして使い始めているということで、大変効果が出ていると思います。

そして、登録も48人だったものが現在216人ということで、すばらしい、5倍以上になっているということでありました。利用については、午前が圧倒的で7割を占め、一番皆さん困っていらしたお医者様と、それから買物に利用いただいているということで、月平均も226人ということで、好調と伺いました。

一つ、デマンドというのは需要と要求という意味なわけで、交通弱者の皆様が今の体制の中で、今回も皆様から声がいくつか出たかと思うんですが、私のところにも、できれば土曜日も運行してもらいたいなんていうような声もあったわけですが、今、町長のほうからも改善箇所、12か所増やしていただいたというお話もありましたが、町民からの要望について、様々な改善の声はあったのでしょうか。その点についてと、それから今実証実験、3年間を目標としておりますが、これが例えば令和5年度、この4月から1年やって、次の年から本稼働にするとか、そういう早くなるようなことも考えられるのでしょうか。その点について、2点お聞きいたします。

建設課長（関君） 稼働時間や運行日改善の声に対する考えはというご質問をいただきました。デマンド交通を実証実験するにあたりまして、陸運局等と協議を重ねる中で、高齢者の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的として、町内のタクシー運行と乗り合いタクシーが共

存できる、そういった運行時間、運行日及び料金設定を定めてきた経過がございます。

乗り合いタクシーの今までの実績としましては、先ほど答弁しましたとおり、午前中の利用が多く、目的も病院、買物などの利用が多いことから、開始当初におおむね想定していた運行計画に即した利用状況となっております。

その中で、先ほど町長から答弁がありましたが、売場面積が大きいと歩く距離が非常に大きいので、最近のコンビニエンスストアにつきましては、生活をする上で買物をするものがかなり取りそろっているということもありますので、コンビニエンスストアを増やしてほしいという声をお聞きする中で増やしたりとか、葬祭場、そういったものも増やさせていただきました。

今後、利用の実績など検証を行いながら、利用者要望をお聞きし、必要に応じた改善は行ってまいりたいと考えております。

次に、実証実験期間の短縮の考えはについてでございますが、事例としまして、他の市町村において、タクシー事業とデマンド交通の共存が大変難しかったという例がございます。現在運行を行っている交通事業者におきましても、引き続き慎重に本運行に向けた検討を行っているところであります。

検討状況によっては期間が短縮となる場合もあるかと思えます。まずは最長3年としております実証実験期間中に、タクシー事業とデマンド交通双方が共存できる体制を目指して、また、引き続き運行実態の検証を行っていく中で、本運行へ移行していく予定としております。

11番（吉川さん） 今、答弁をいただきました。実績を踏まえて必要な改善は今後も考えていくという答弁でございました。本当に葬祭場というのは、あまり私も思いつかなかったんですが、本当に高齢者の皆さんは、そちらを入れていただくということで大変喜ばれていると思えます。

さて、デマンド乗り合いタクシーですので、気になるのが乗り合い率でございます。先ほども1.37人ということで、2人以上乗らないとというような思いもあるんですが、この乗り合い率の結果については、どのように検証されたかということと、また、1年目がいよいよ終わって2年目に入るわけですが、この利用状況を振り返って、さらに利用者を増やしていくことについては、どのように考えていらっしゃるでしょうか。以上2点について再度質問いたします。

建設課長（関君） 乗り合い率1.37人への検証はとのご質問でございます。これまで10か月間、実証実験運行の状況を見ても、乗り合い率に関しましては、午前中につきましては1.5人に対して、午後になりますと1.2人ということになっております。乗り合いタクシーでございますので、タクシー自体は恐らく3人まで乗ることができますので、乗り合い率を高めていくことが非常に重要だなというふうに考えております。

また、午前中が多いということにつきましては、現状の中では、高齢者の方々が午前中に病

院や買物を済ませたい意向があるのではないかということは推察しているところでもありますし、この状況につきましては、実は町の循環バスも同様の傾向を示しているのが事実でございます。現在は実証実験の期間でありますので、利用実態については改めて検証を行いまして、要望等もお聞きする中で、本運行に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、乗り合いにつきましては、循環バスと違いまして、コロナ禍の中で面識のない方同士が同じ車両に同乗することへの抵抗感、こういったものがあるのではないかというふうに推察しております。コロナが落ち着きまして、また、利用される方が乗り合いをするタクシーなんだということになれ親しんでいただくこと、これも乗り合い率向上が図ればというふうに思っておるところでございます。

次に、利用者増の考え方についてでございますが、乗り合いタクシーは75歳以上の高齢者を対象としたデマンド交通となります。現在のところ毎月登録者数も増えまして、利用も目標を上回る状況でございます。運行を行っている交通事業者としましても、現段階においては、本業のタクシー事業と共存できる状況となっております。

今後も、まずは移動手段を持たない高齢者の貴重な交通手段として、継続的に利用できるよう取り組むとともに、より多くの高齢者の皆さんがご活用いただけるように、関係機関とともに協議してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 課長より、乗り合い率についてもお聞きいたしました。10か月の中で、やはり午前中が1.5人ということで、やはり高齢者の動きとしては、午前中に全てを済ませるという傾向性を今回1年で感じ取ったということです。一番は、やはり必要な方にこの取組が届く、これが一番大事なところだと思います。

デマンド乗り合いタクシー、なかなか具体化できなかった取組が、思い切った決断の下、実現し、多くの高齢者の皆様が生活の不便を解消でき、喜んでいただいております。町の英断に心から感謝申し上げます。いずれは私もお世話になるときが来ます。そのときに、きっとあのときに町長と建設課の課長、係長が一生懸命考えてくれたおかげだなと思出すと思います。住みやすい町、坂城構築へさらなる期待をして、次の質問に移らせていただきます。

2. 出産・子育て支援について

イ. 出産・子育て応援事業について

私は2011年初当選から、子育て・教育のしやすい環境の推進を掲げ、小さな声を大切にをモットーに12年間働いてまいりました。この間、山村町長には様々な提案を実現していただきましたこと、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

中でも、早期からの一貫した子育て・教育支援のための子ども支援室の設置や、不妊・不育症治療への助成制度の導入、また、さかき子育て応援アプリ「はぐはぐ」の発信は大変好評で、目標をはるかに上回る登録者数とお聞きしております。さらなる施策で、住みたい町坂城へ期

待が膨らんでおります。

さて今回、国では、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、出産・子育て応援交付金事業を創設いたしました。この特徴は、伴走型の相談支援と経済的支援を盛り込んだものです。当町におきましても、2月2日の臨時議会において既に補正予算を組み、令和4年度の事業がスタートいたしました。

そこで、1点目として、この新たな事業の概要と、町としての今年度の取組についてお聞きいたします。

また、2点目として、令和5年度、来年度の経済的支援の取組については、どのように検討されたでしょうか。

以上2点についてお聞きいたします。

ロとして、新生児スクリーニング検査について。

新生児スクリーニング検査とは、生まれた赤ちゃんが日齢4日から6日に、かかとからほんの少しの血液をろ紙に取り、先天性代謝異常等検査を行うもので、現在24疾患の検査が県の事業として無料で受けることができます。このことで早期に病気を発見し、適切な治療を受けることで障がいの多くを未然に防ぐことができます。

さて、人の楽しみの多くは五感を基礎にしています。その中でも聴覚は重要な役割を果たしています。当初、難聴児の発見は、乳幼児健康診査の間診票や3歳児健康診査で実施されておりましたが、長野県では全国に先駆け、平成14年10月から県内医療機関の検査機器整備に助成を行い、現在では、ほぼ全ての新生児を対象に聴覚検査が実施されています。がしかし、この検査は保護者負担となっています。

そこで1点目として、当町の検査の状況はどうでしょうか。この二つの検査は全員受けていらっしゃるのでしょうか。また、今までの中で疾患が見つかった事例はあったのでしょうか。お聞きいたします。

さて、昨年10月1日以降に生まれたお子さんに、新たにオプション検査として原発性免疫不全症と脊髄性筋萎縮症が追加されました。この検査は任意であり、費用は保護者負担となっております。さらに、この4月から検査料金が4,500円から6千円に上がるそうです。

そこで2点目として、このような大事な検査を経済的な理由で受けられないことがないように、また、検査をし、生まれつきの病気を発症前に見つけ治療して障がいを予防できるよう、さきの聴覚検査とこのオプション検査費用に助成制度を設けていただけないか、町の考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

子ども支援室長（細田さん） 2の出産・子育て支援についてのご質問のうち、私からは、イの出産・子育て応援事業についてのご質問にお答えいたします。

この事業は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業として、国において昨年12月に実施要綱が制定され、創設されたものであります。

事業の概要についてであります。この事業には伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の二つの事業があり、いずれも事業主体は市区町村でございますので、当町におきましては、伴走型相談支援を保健センターが、出産・子育て応援給付金を子ども支援室がそれぞれ中心となり、相互に連携を図りながら進めているところであります。

初めに、伴走型相談支援事業は、核家族化が進み地域のつながりも希薄になる中、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えることを目的としており、妊娠期から出産後まで、妊婦等に対し3回の面談等を実施することで、妊婦等が身近な支援者である保健師等と信頼関係を築き、いつでも気軽に相談できる環境をつくり上げ、さらには必要な支援につなげていくものであります。

1回目の面談等は妊娠届出時に行い、アンケート調査とともに、保健師等との面談により、妊娠後の心や体の状態のほか家族の状況等を把握し、妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要なアドバイスを行うものです。

2回目は、出産を間近に控えた妊娠8か月頃に、郵送によるアンケート調査を行い、回答内容を保健師等が確認し、面談を希望した妊婦や支援が必要と判断した妊婦に対し、電話や面談により相談を行うものです。

3回目は、出産後において、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までに、出生した子を養育する方に対し実施され、保健師等が家庭を訪問し、アンケートへの記入及び面談により、子育てに対する気持ち、健康状態、家庭の状況等を把握する中で、出産後の見通しや過ごし方、必要となる手続、利用できるサービス等を一緒に確認し、必要なサービスにつなげていくものであります。

また、それぞれの面談等の実施後においても緩やかな伴走型支援として、妊婦や子育て家庭に対し、子育て関連アプリ等を活用しつつ、プッシュ型の子育て支援等に関するイベント情報などの発信や、随時の相談受付等を継続的に実施していくこととされているところであります。

以上が伴走型相談支援の主な事業内容ですが、この事業と一体的に実施されるもう一つの事業として、出産・子育て応援給付金がございます。この事業は、妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入費やレンタル費用、子育て支援サービス利用料など、出産・子育てにかかる費用に対し、妊娠届出時の面談等実施後及び出産後の面談等実施後に、それぞれ5万円相当額のクーポンの支給や費用の助成をすることで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであります。

また、伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の二つの事業を一体的に実施することで有料のサービスが利用しやすくなるなど、子育て家庭のニーズに即した効果的な支援が受けられ、

伴走型相談支援事業の実効性がより高まるとされているところであります。

続きまして、今年度の当町の取組状況でございますが、2月2日の臨時議会において必要な予算をお認めいただき、2月8日以降、妊娠届を出された方や乳児家庭全戸訪問を実施した方を対象に、アンケート用紙への記入と保健師との面談を終えた方から給付金として現金5万円を支給し、妊娠8か月頃の妊婦には、アンケート用紙を郵送し回答をいただいているところであります。

また、事業の遡及対象となる令和4年4月1日以降で事業開始日前の令和5年2月7日までに妊娠届を提出した妊婦には出産応援給付金申請書を、令和4年4月1日以降で事業開始日前の令和5年2月7日までに出生した子の母及び子の養育者に対しては、出産応援給付金申請書及び子育て応援給付金申請書を、それぞれアンケートとともに郵送し、申請等のあった方から給付金を支給しております。

なお、面談時や郵送等により回収したアンケートの回答内容等につきましては、本人の同意を得る中で、妊産婦及び乳幼児の保護者への支援を業務とする子育て世代包括支援センターに位置づけられている保健センターと子育て支援センターにおいて共有し、それぞれの得意とする分野を生かしつつ、連携を図りながら妊婦や子育て家庭に寄り添い、支えてまいりたいと考えているところであります。

また、妊婦及び子育て家庭に対し、子育て支援センターが毎月発行している「すくすくひろば」の配布や、子育て応援アプリ「はぐはぐ」を通じて、子育てに関する研修や行事等について情報提供するほか、「広報さかき」や町ホームページを通じて広く周知してまいりたいと考えております。

続きまして、経済的支援の来年度の取組についてお答えいたします。経済的支援につきましては、妊婦健康診査等の交通費や育児関連用品等の購入費などの出産及び子育てにかかる費用に対し給付されるものであることから、国においては、用途を指定して使用できるクーポン等による支給を想定しているところではありますが、実施にあたっては準備期間を要すること等を踏まえ、現金支給も可能としており、当町におきましては、妊婦及び子育て家庭への必要な支援につながる本事業の早期実施を最優先とし、現金での給付でスタートしたところであります。

ご質問の来年度の取組につきましては、引き続き現金での給付を予定しているところではありますが、近隣市町村等の動向や、支給対象である妊婦や子育て家庭の方の要望等を注視する中で、支給方法について研究してまいりたいと考えているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 私からは、ロ. 新生児スクリーニング検査についてお答えいたします。

先天性代謝異常検査は長野県が実施しているもので、食べ物に含まれる栄養素を消化・吸収

したり、不要になったものを排せつする代謝を行う酵素に生まれつき異常がある場合に、体内で栄養素のバランスが乱れて様々な臓器に障がいを起こす病気を発見するためのもので、24の疾患について生後4日から6日頃に検査を行うものであります。これらの疾患は、早期に発見し、適切な治療を受けることで多くを未然に防ぐことができるとされており、全ての新生児が対象で、検査料は県が負担し、無料で受けることができます。

一方、新生児聴覚検査は、新生児の聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援を行うことで聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として実施されており、検査の時期は、おおむね生後3日以内に実施する初回検査と、初回検査で再検査となった場合におおむね生後1週間以内に実施する確認検査を全ての新生児を対象として実施しておりますが、検査料につきましては、現在のところ保護者にご負担をいただいております。

これまで全員が検査を受けているかのご質問につきましては、先天性代謝異常検査及び新生児聴覚検査の実施状況と結果は母子手帳に記載されるため、出生届出の際や乳幼児健診時に保健師が確認をしており、全員が検査を受けられている状況であります。

また、検査の結果、疾患が発見された事例は、先天性代謝異常検査において疾患が発見されたお子さんがおられ、県立こども病院と町の保健師等が情報を共有し、連携しながら支援をした事例がありましたが、新生児聴覚検査で疾患が発見されたお子さんはいらっしゃらないという状況であります。

続きまして、新生児スクリーニング検査、正式にはオプション新生児スクリーニング検査とありますが、この検査は、長野県が実施している先天性代謝異常検査の追加検査として、検査を希望する新生児に対して実施するもので、昨年の10月から県立こども病院において開始され、免疫に生まれつきの異常があるため、感染症を繰り返したり、重症化する原発性免疫不全症と、特定の遺伝子に生まれつきの変異があるために筋力が低下し、運動の発達が遅れたり止まったりする脊髄性筋萎縮症について検査を実施するもので、検査費用は保護者負担であります。

新生児聴覚検査とオプション新生児スクリーニング検査の検査費用の助成をとのご質問であります。まず、全員が対象となる新生児聴覚検査につきましては、保護者の経済的負担軽減のため、4月以降に生まれたお子さんから、初回検査及び初回検査で再検査となった場合の確認検査の検査費用を町が負担し、無料で検査を受けていただけるよう準備を進めているところであります。

なお、オプション新生児スクリーニング検査につきましては、昨年10月に開始されたところでありますので、検査費用の助成につきましても、今後の実施状況等も踏まえる中で研究してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま保健センター所長、そして子ども支援室長より答弁いただきました。

た。本当にすみません、時間がなくなってしまったので、2点お願いします。今回、伴走型相談支援が大きな取組になるわけですが、この取組、来年度からさらに充実をしていくようなところは、どのようなところに力を入れるか、その点についてと、また、今、現金給付で来年度もやっていくというお話がありましたが、例えばこの現金給付以外で取り組むとしましたら、どのようなことが想定されるでしょうか。2点についてお願いいたします。

子ども支援室長（細田さん） 再質問にお答えいたします。新たに開始された伴走型相談支援事業のどのようなところに力を入れ、充実をしていくかのご質問についてであります。本事業の開始前から、妊娠届出時には全ての妊婦に、また、出産後は、3か月頃までに実施する乳児訪問により、全ての家庭に対し保健師が対面による面談を実施していることから、今後は伴走型相談支援事業として継続してまいります。

今回の出産・子育て応援事業に新たに追加された支援事業としては、出産を間近に控えた妊娠8か月頃の妊婦に対する支援が追加され、事業の内容といたしましては、アンケートをお送りし、回答をいただき、心配なことなどがある場合には保健師が電話や訪問により相談支援を行うもので、事業の実施により、妊婦さんの出産や子育てにおける不安等に寄り添い、必要な支援をする中で支えてまいりたいと考えております。

面談等を実施した後の支援施策としては、保健センターで実施している保健指導等を必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児を対象とした産後ケア事業がございます。産後ケア事業は、現在実施している医療機関または助産所に入院等をしていただく短期入所型及び助産師が利用者を訪問する居宅訪問型に加え、助産師宅等に利用者が出向いて支援を受ける通所型の実施を検討するなど、出産後の支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、子育て支援センターにおいても、引き続き子育て家庭に寄り添いながら、不安や困り事の相談に応じるとともに、研修や行事の実施等により、誰もが気軽に立ち寄れるセンターづくりに努めてまいります。

いずれにいたしましても、保健センターと子育て支援センターが日頃から連携を密にし、それぞれの事業の中で子育て家庭を支えてまいりたいと考えております。

続いて、現金給付以外の想定される支援の方法でございますが、クーポン券を発行し、指定の店舗で買物をする方法や、ポイントを付与し、指定のカタログから商品を選ぶポイント型ギフト、電子マネーやマイナポイント等の電子ポイントの付与のほか、出産・子育てのための商品やサービスに対する費用の助成等がございます。いずれの方法も利用者の利便性を考えると多くの店舗等で利用できることが望ましく、一定の準備期間が必要であると考えます。

当町におきましては、先ほども申しましたとおり、できる限り早期での事業開始が必要であるとの判断から現金給付を選択し、県内市町村でも当町と同様に現金での支給が多いと聞いているところではありますが、経済的支援が出産・子育て応援につながるよう、使途を特定でき

るクーポン等での支給などについても研究してまいりたいと考えているところであります。

11番（吉川さん） 今お話しいただきました。対面での本当に面談、これが8か月のときにもしっかりと入ってくるということで、保健センターと子ども支援室がしっかりとタッグを組んで、今後の取組をお願いしたいと思います。

今回、なぜゼロ歳児から2歳児の相談支援を厚くするかということですが、厚労省の報告では、児童虐待による死亡事例等の検証結果、平成15年から令和2年までの結果でございますが、心中以外の虐待死が889例で939人でした。そのうちゼロ歳児の割合が48.5%、そして、そのうちゼロ日児の割合が18.4%で、さらに3歳児以下の割合は76.1%を占めております。そして、加害者の割合が、実母が54.6%と最も多い状況です。また、妊娠期・周産期における問題では、予期しない妊娠、計画していない妊娠が27.7%、また、妊婦健康診査未受診の状況も27.2%と多かったというデータでありました。

私もこの統計から、妊婦さんを決して孤立させてはいけないということを感じました。そんな意味でも、今も産後ケア事業拡大のお話もございましたが、どうか利用料などの助成なども検討していただき、安心して子育ての一步を踏み出せるよう、これからの取組に期待をしたいと思います。

口についてお願いいたします。ただいまの答弁で、聴覚検査費用について来年度、この4月から全額公費負担としていただけるということで、これは画期的な取組だと思います。ありがとうございます。

1点、例えば里帰り出産をした場合などについては、その方はどのような対応になるのでしょうか。その点についてまずお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。里帰り出産で、里帰り先で新生児聴覚検査を受けた方の対応につきましては、長野県内の医療機関等で受ける場合は、町が交付した受診券をお持ちいただければ、初回検査及び初回検査で再検査となった場合の確認検査につきまして、無料で検査を受けていただくことができます。

また、県外で検査を受けた場合には、検査費用を一旦お支払いいただき、後日、領収書等必要な書類を添付の上、申請をしていただくことで検査費用を助成する償還払いの実施につきましても、準備を進めているところであります。

11番（吉川さん） 受診券を発行していただいて、県内の病院は、その受診券でどこでも無料で再検査まで受けられるということでした。また、県外の場合は、一旦立替えをして、領収書を保健センターのほうにとということでございました。

また大きな施策を拡大していただきました。子育て日本一を掲げ、大きく改革をしてきた山村町政、子育ても重要ですが、その前に婚活支援も重要な課題です。今後はカップル誕生日本一も目標に入れていただき、今後の4年間の発展に期待をしております。では、次の質問に移

ります。

3. 障がい者支援について

イ. 非常用電源購入に助成を

この質問につきましては、以前も一度行いました。病気などにより気道の確保が必要な方や換気量の確保が必要な方は、日常生活において人工呼吸器が欠かせません。また、電気式たん吸引器やネブライザーなどを使用している方もおります。これらの機器は電気によって稼働しておりますので、豪雨や地震などの災害で停電が長期化した場合、命の危機につながります。自然災害や想定を超える災害が頻発する昨今、いざというとき命を守るためには非常用電源の備えは不可欠です。以前、相談を受けた彼女の息子さんも自宅で医療的なケアが欠かせない状況でした。

さて、町内には同じように在宅で家族の支援の下、ケアを受けていらっしゃる方がいると思います。そこでまず1点目として、その状況についてお聞きいたします。

そして、2点目として、以前にもお願いいたしました。長時間の停電時に必要となる電源確保のために、発電機等の非常用電源購入に町として助成制度を設けていただけないか。

以上2点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（堀内君） 3. 障がい者支援についてのイ. 非常用電源購入に助成をのご質問にお答えいたします。

障がい者及び障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、必要な障がい福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業など、障がいのある方の状況やニーズを確認・把握する中で、様々な支援施策を講じてまいりました。

町内で障害者手帳が交付されている方は、令和2年4月が984名、3年4月が967名、4年4月が935名と、年々減少傾向ではありますが、医療の進歩に伴い、医療的ケアが必要な方や在宅医療を希望される方は今後も増えていくものと考えております。

まず、在宅で医療的ケアを受けている方の状況についてであります。町全体の人工呼吸器等の機器を利用されている方の人数を把握することは困難であることから、現在確認ができていない件数について申し上げます。

最初に、人工呼吸器につきましては、医療的ケアを受けているお子さんの中で人工呼吸器を利用されている方は、令和2年4月は4名、3年4月4名、4年4月4名、そして5年2月末が3名となっております。

次に、たん吸引器と薬を霧状にして吸入する装置、ネブライザーにつきましては、町の在宅障害者等日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、購入した際にかかる費用の全部もしくは一部を給付しておりますので、その件数を申し上げます。

まず、たん吸引器であります。令和2年4月は17名、3年4月17名、4年4月15名、

そして5年2月末が14名となっております。また、ネブライザーにつきましては、令和2年4月は10名、3年4月10名、4年4月10名、そして5年2月末が9名となっております。

次に、非常用電源購入の助成についてであります。町内の在宅障がい者等で、電源の確保が生命の維持に直結するような障がいのある方に、災害や停電等の緊急時の備えが必要であると考えられることから、その対応についてこれまでも検討してまいりました。

そのような中で、千曲・坂城地域自立支援協議会からも、災害時等の緊急時に生命の維持に必要な電源確保のため、発電機等を当事者に配備いただくための支援について要望が出されたところであります。

それらを踏まえ、千曲市とも連携を図る中で、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する在宅障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の用具の種類に自家発電機・外部バッテリーを追加し、対応するため、令和5年4月1日からの施行に向けて準備を進めてまいりました。

その内容につきまして、対象者は呼吸機能障害3級以上もしくは同程度の障がいを有する者または同程度の障がいを有する難病患者とし、性能は、人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器の機能を維持するものであって、障がい者等が容易に使用し得るもので、基準額は10万円、耐用年数は6年としております。

障がいのある方が、いつ起こるかわからない災害等に備え、日々安心した暮らしが確保できるよう、今後も支援に努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ご答弁いただきました。町内には約30名近くの方が、家族のケアをいただきながら在宅で医療を受けているという内容でございました。そして今回、千曲市と連携をする中で、今の自家発電機、そのほかにしっかりと助成をしていただける制度を設けていただけるということで、前向きな答弁をいただきました。この助成が決まりますと、在宅で人工呼吸器などを使用している方や、さらにはその家族が安心をして地域での暮らしを継続することができるようになります。本当にありがたいです。

ではそこで、日常用具の中に入れていただくということですが、購入にあたっての申請の手順について一つお聞きします。そしてまた、2点目として、この朗報は一日も早く関係の方々に届けたいわけですが、どのようにして今後周知をされるのでしょうか。

以上2点についてお聞きいたします。

福祉健康課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。最初に、申請の手順につきましては、まず申請者が申請したい製品のカタログと見積書を取扱業者に請求し、手元に届いたカタログと見積書を申請書に添付し、町福祉健康課に提出いただきます。

提出された申請書等一式の審査を行い、給付を決定したときは、申請者に日常生活用具給付決定通知書と日常生活用具給付券を、また、取扱業者には日常生活用具給付委託通知書を送付

いたします。

申請者は日常生活用具給付券の内容を確認し、署名、押印の上、業者に送り、申請者の負担がある場合は、その費用を業者に支払うことになります。申請者の支払いが完了後、製品が納品され、業者から町に日常生活用具給付券と請求書を提出いただき、公費分が業者に支払われ、一連の手続が完了となります。

周知の方法につきましては、町の広報誌やホームページを活用して広く周知するとともに、町身体障害者福祉協会などの関係団体にもお知らせし、必要とされる方にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） お答えいただきました。まず購入前に申請が必要とのこと、審査を受け、給付決定をしてから初めて購入ができるということでした。また、本当に「広報さかき」やホームページ、そしてまた身障者の福祉協会などを通して、しっかり周知をしていただけるといふご答弁でした。

ただ、中には町で把握できていられない在宅の人工呼吸器使用の方もいらっしゃると思います。その方たちのためにも、できれば早期にこの情報が届くよう、広報、また周知をお願いしたいと思います。

まとめに入ります。少子高齢化が進み、今は多様なニーズが求められております。子育て支援、高齢者対策など総合的な取組が望まれます。その中、町では誰でも集い合える複合施設の建設を決めました。遠くないこの建設、この場所に行くとみんなに会える、そしてつながる。この場所に行くと元気になる。生き生きと喜ぶ。こんな日を楽しみに私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で通告のありました9名の一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時44分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

議長（小宮山君） 続いて、日程第2「発委第1号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」以下、11件の議案については、全て去る3月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「発委第1号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第3「議案第9号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第10号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第11号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第12号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大森君） 私は、議案第12号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。まず最初に述べておきますが、今回の条例改正では、税率が変更されても国保特別会計に全てが連動しないということをはっきりさせておきたいと思います。ですから、特別会計については別途に検討をしております。

今回改正されるのは、医療分の資産割が4.50%から1.8%に減額、支援分では所得割の2.55%から2.70%に引き上げることになります。

まず、医療分では、資産割のみの税率が下がったため全所得階層で減額となりました。次に支援分では、所得割の率が上がったため全ての所得階層で増額となりました。国保全体では、年間負担額の平均で76円の減額となっています。所得階層別では、100万円未満の世帯で774円の減、200万円未満の世帯では346円の減となっています。

後期高齢者支援分では、税率アップのため、同じ所得階層別に見ても100万円未満の世帯が148円の増、200万円未満の世帯では1,112円の負担増となっています。とりわけ、後期高齢者医療保険では、昨年9月より医療費の負担割合が1割負担と3割負担だったものが、一定の所得のある人に対し新たに2割負担を押しつけました。後期高齢者にとって支援分と医療費負担の二重の負担アップとなります。

これらの問題点を指摘するとともに、町の努力も評価して賛成討論といたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定します。

全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第7「議案第13号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

6番（大日向君） 2点お伺いします。今回の条例第4条で、すみません、重複になってしまうようで申し訳ないんですけども、学校施設の利用団体の構成員の半数以上が町内に在住などとされておりますが、過半数が1人でも欠けていると利用ができないという認識でよろしいのでしょうか。

それと、（2）の規則で定める団体とはどのような団体でしょうか。

教育文化課長（長崎さん） 町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

学校の開放に関する条例の一部改正において、学校施設を利用できる団体といたしましては、10人以上で組織した団体で、町内に居住、通勤または通学する者が構成員の半数以上であるとしております。利用団体の構成員のうち、町内に居住、通勤または通学する方が半数または半数以上である団体が利用できる団体となりますので、大日向議員さんがおっしゃるとおり、半数を下回る場合には利用はできません。

例えば、団体の人数が21人の場合であれば、町民の人数が半数以上である11人以上であれば、学校施設を利用できるということになります。

次に、教育委員会が別に規則で定める団体といたしましては、現在のところ、令和5年度から休日の中学校部活動を学校活動から地域活動へ移行していくにあたり、その担い手となる千曲坂城クラブを想定しております。

6番（大日向君） 利用については理解できました。

そこでなんですけれども、子どもたちですね、例えば今、千曲坂城クラブとおっしゃいましたが、その場合、坂城町の生徒が半数以下となる場合が考えられるんですが、それについては利用できるのでしょうか。どのような感じなんですか。お答えをお願いいたします。

教育文化課長（長崎さん） 再度の質問にお答えいたします。休日の中学校部活動の担い手となる千曲坂城クラブにつきましては、坂城町、千曲市にある6中学校の生徒で構成され、様々な競技等の専門部に分かれて活動をいたします。6中学校全体の生徒数に対する坂城中学校の生徒数の割合からも、町内の生徒数で半数を構成することは難しいことが想定されますので、教育委員会が別に規則で定める団体として、教育委員会において千曲坂城クラブを規則で位置づけることで町内の学校施設を利用できるようにするものでございます。

議長（小宮山君） ほかにございますか。

2番（大森君） 過半数でなければ利用できないということですが、募集しまして、例えばこういうクラブを社会教育としてやろうということになった場合に、一般的に募集します。坂城町が10人集まりました、千曲市のほうで15人集まりましたと、こういった場合には登録で決めるのか、あるいはその会場を利用する参加者の人数で決めるのか、その辺の判断はどういうふうになりますか。

教育文化課長（長崎さん） 基本的には、その施設を利用する時点の団体の利用者の状況で判断させていただきたいと考えております。

団体につきましては、事前に登録をしていただきますので、登録の段階で町民が半数以上という団体について、利用できる団体ということで考えております。

2番（大森君） それでは、坂城町の方が10人だと、15人は千曲市だとなれば、9人になるように会員を減らすと、千曲市はご遠慮くださいということで、利用できるようになるということなんですね。登録人数じゃなくて、その学校施設を利用する時点での人数なのか、登録されている団体の人数で判断する、どちらで判断するんでしょう。

教育文化課長（長崎さん） 利用団体として登録して、定期的にお使いになるということの団体につきましては、事前に登録をいただいて、登録団体の人数の半数以上が町民で組織された団体にご利用いただくものです。

単発的に1回の使用ということで届け出ていただく場合につきましては、その時点の人数で町民が半数以上いる団体という考えでございます。

2番（大森君） 私が言ったのは、会員としては25人になるんだけど、過半数になるように調整して、お休みしていただくということでもいいのかということです。

教育文化課長（長崎さん） 利用できる団体につきましては、登録をいただいた時点で、町民が半数以上いる団体が利用できる団体となります。定期的にご利用いただく場合については、年に

一度登録をいただいた状況で判断をさせていただきます。

単発的に1回のみ登録団体ということであれば、その時点の登録の人数で半数以上が町民であれば利用できるというものでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第8「議案第14号 令和5年度坂城町一般会計予算について」

議長（小宮山君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

6番（大日向君） ページ4ページ、款1町税、項6入湯税、目1入湯税、450万円が計上されています。すみませんが、説明書に用途を説明してあるんですが、観光振興、観光施設の整備、消防施設等の整備、環境衛生施設等の整備の予算額から導き出される入湯税450万円の説明をお願いいたします。

財政係長（宮嶋君） 予算資料2ページ、歳入、入湯税用途状況についてお答えいたします。

入湯税は鉱泉浴場の入湯客に対し課税される目的税であり、入湯税の用途につきましては、観光施設の整備を含む観光の振興、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、環境衛生施設の整備等に要する費用に充てることとされております。

充当している主な事業内容でございますが、観光振興につきましては、鉄の展示館の企画展運営に係る経費やばら祭り実行委員会への補助、バラ公園の管理に係る経費へ、観光施設の整備につきましては、温泉管理事業やびんぐし公園の整備に係る経費へ、環境衛生施設の整備につきましては、長野広域連合への負担金などでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

13番（塩野入君） まず、2ページ、第1表歳入歳出予算、款1町税であります。3年度は評価額の減額などで対前年度2億2,600万円の減額だったんですが、これが4年度は新型コロナからの経済回復を見込む中で、法人税やコロナの緊急経済対策あるいは大臣配分などで固定資産税の増額を見込んで1億7,900万円の増、そして、この予算にのっている5年度は、固定資産税は鉄道施設の大臣配分の減額はありますけれども、社会経済活動の正常化で、個人・法人税の伸びによる8,800万円の増加と、こうなっております。

こうしたコロナ禍が続いてきた中で、町税の動きですね、回復傾向をどのように分析しているか。それから、これから先の町税の見込みをどのように見ているか、読んでいるかですね。

その辺をお聞きいたします。

続いて、説明書の7ページ、款9 地方特例交付金、項2目1 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金、これは3年度にも予算化されましたが、改めて事業所用家屋及び償却資産の軽減措置による税の減収分の内容ですね、その根拠と申しますか、仕組みをお聞きしたいと思います。

続いて8ページ、款10 項1目1 地方交付税、普通交付税は、デジタル化の推進とそれから光熱水費の高騰分、そして臨時財政対策債の減額と、このようなものを見込んで前年度比2億円の大幅な増額計上であります。この2億円を増額された算出の根拠と申しますか、示された額の根拠、どうなったかということをお聞きします。

それから、特別交付税は6千万円の予算が続いていますが、災害などに見舞われない限りはこの額が適当かなということでしょうか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

続いて13ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費補助金の017の新型コロナウイルス予防接種事業補助金ですが、4年度は3,200万円ばかりのっているんですが、これに比べると今年度は半分以下の1,500万円余りが計上されています。コロナが減ってきているというあたりが想定されるんですが、減額の見積りの内容ですね、それをお聞きしたいと思います。

続いて20ページ、款18 繰入金、項2目1 節1 基金繰入金であります。016ふるさとまちづくり基金繰入金です。これも4年度繰入れで2億5,900万円ですか、そのぐらいが繰り入れられたんですが、今度は1億3,600万円余りと、これも半分近くに減額が見積もられているんですが、その内容と申しますか原因ですね。それをお聞きしたいと思います。

それから24ページ、款20 諸収入、項5目6 節1 雑入ですね、109の長野広域連合一般廃棄物処理手数料の分配金ということで、分配金の内容ですね、算出方法あるいは仕組みですね、その辺。それから、これも4年度は2,300万円が盛られたんですが、5年度は1,500万円と減少になっておりますが、その辺の原因もお聞きしたいと思います。以上です。

収納対策推進幹（鳴海さん） 予算書2ページ、第1表歳入歳出予算、款1 町税のご質問についてお答えいたします。

町税の見込みにつきましては、国の月例経済報告において、国の経済政策や消費、投資等の需要動向などが示されており、また、県の公表する毎月勤労統計調査などの指標に加え、令和4年度の課税実績などを踏まえて積算しております。

主なものといたしましては、個人住民税につきましては、税額の約8割を給与所得者で占めていることから、県の統計調査で従業員数が30人以上の事業所において、令和3年度と4年度の比較で賃金の増加や時間外労働時間が増加していることなど、コロナ禍からの回復傾向が

うかがえることから所得の増加を見込んでおります。

次に、法人町民税につきましては、町内企業の法人所得の増減により、町の法人税額が大きく変動いたします。積算にあたりましては、一部企業により公表されている企業の決算見込みが前期より増収見込みであることや、町内企業の経営状況調査、また金融機関への聞き取り調査などの動向も踏まえて、町民税、個人、法人で1億1,300万円の増額と見込んだところでございます。

町税全体では、固定資産税の減額分も勘案し、前年比較で約8,800万円の増額となる25億9,700万円を計上いたしました。

これから先の町税の見込みにつきましては、当町の特性として、一部企業の企業収益の増減が町の税収入に大きく影響するものと捉えております。世界情勢に係る資源・材料価格等の上昇など、当面継続することが予想されますが、企業の生産指数や収益に持ち直しの動きが見られることから、増加傾向に転じていると考えております。

続きまして、説明書7ページ、款9地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金についてお答えいたします。

この交付金の内容につきましては、固定資産税の特例として、平成30年通常国会にて成立した生産性向上特別措置法において、平成30年度から令和2年度に市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するもので、地方税法においては、市区町村の判断により、令和3年3月末までに新規取得された償却資産に係る固定資産税が最初の3年間最大ゼロになる特例を講じました。

これを受けて、町では、地方税法の定める範囲内において、条例で課税標準額の減額率を定めることができるわがまち特例を適用し、固定資産税に係る課税標準の特例をゼロに定める特例措置を講じるため、平成30年に町税条例の一部を改正いたしました。

その後、令和2年4月に新型コロナウイルスの影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業等を支援するため、適用対象資産に事業用家屋及び構築物を追加するとともに、適用期限を令和5年3月末まで2年間延長することが決定したため、町におきましても令和2年に町税条例の一部を改正した経過がございます。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、対象となる固定資産税の減収額の全額を国費で補填するものでございます。

財政係長（宮嶋君） 予算書8ページ、款10項1目1地方交付税の質問についてお答えいたします。

普通交付税の見込みにおいては、歳出の算定項目として、地域デジタル社会推進費はマイナンバーカード利活用特別分として500億円、自治体施設の光熱水費高騰への対応分として700億円、脱炭素化推進事業費に1千億円が追加されたほか、国の地方交付税の予算総額は

前年度から約0.3兆円の増額の見通しとなっていることから、町の普通交付税の見込みについては、国の動向等を勘案する中で、6千万円の増額を見込んだところでございます。

また、普通交付税の振替分として発行される臨時財政対策債につきましては、国の発行総額が前年度から約0.8兆円減と大幅に抑制される方向であることから、町の臨時財政対策債は前年度から1億4千万円減を見込み、普通交付税として交付されることが見込まれる振替分と合わせて2億円の増額としたところでございます。

続いて、特別交付税は、災害など基準財政需要額に補足されなかった特別の財政需要に対して交付されるもので、地方交付税総額の6%が特別交付税として交付されます。国の予算総額に対し総交付額が決まるため、同一事情であっても前年度と同額とはならず、交付額の見込みが大変困難であるため、前年度と同額となる6千万円としたところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 予算書13ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、017新型コロナウイルス予防接種事業補助金についてお答えいたします。

令和5年度の新型コロナワクチン接種につきましては、当初は国から秋頃の接種の実施というスケジュールが示されていたため、当初予算では、まずその準備経費としておおむね6月までに必要と見込まれる会計年度任用職員人件費やコールセンター委託料等を計上いたしました。当該補助金につきましては、補助率は10分の10となりますが、令和4年度当初は4月から9月までの半年分の経費を見込んでいたことから、令和5年度は約半額の事業費を計上したため、当該補助金につきましても約半額の計上をしたところでございます。

なお、接種につきましては、新たな方針が示されたところでありますので、今後、国の方針を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

企画調整係長（宮下君） 予算の説明書20ページ、款18繰入金、項2目1節1基金繰入金の016ふるさとまちづくり基金繰入金、こちらが令和4年度繰入金額に比べて減額になっている、その原因はとのご質問でございますが、町では、ふるさと寄附として全国からお寄せいただいた寄附金をふるさとまちづくり基金に積み立てまして、毎年1月から12月の間に頂いた額を翌年度のふるさとまちづくり基金繰入金として、寄附者の希望する分野の各事業に充当しております。

令和3年1月から12月の寄附受入額に対しまして、令和4年1月から12月の寄附受入額が減少したことによるものでございます。

住民環境課長（竹内君） 24ページ、目6、説明欄109長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金の内容及び令和4年度2,300万円計上が本年度1,530万円に減額の理由はとのご質問でございます。

まず、長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金は、ごみ焼却施設の運営に際し、ながの環

境エネルギーセンター及びちくま環境エネルギーセンターの両施設で徴収したごみ処理手数料、これは許可業者分と一般の持込み分の総額でございますが、この手数料については、各構成市町村の収入であるという観点から、長野広域連合では両施設で徴収した処理手数料を市町村ごとに管理し、年度末にまとめてそれぞれの市町村へ分配しております。町では、昨年6月にちくま環境エネルギーセンターが本稼働したことにより、新たに令和4年度予算から計上をいたしました。

令和4年度の算定にあたっては、本稼働した昨年6月から今年3月まで9か月分の搬入量を前年度実績を基に1,350トンと見込み、長野広域連合によるごみ処理手数料、これは10キログラムごとに170円でございますが、この金額をここで算出しますと2,300万円ということで計上したところであります。

しかし、想定よりも持込み量が減少していることから、搬入実績により、本年度については搬入量を900トンと見込み、前年比770万円減となる1,530万円としたところでございます。

なお、搬入量減少の理由としましては、葛尾組合に比べ、ちくま環境エネルギーセンターまでの距離が遠くなったことにより、直接の持込み量が減少しているものと推測するところでございます。

13番（塩野入君） まず、町税の関係ですが、これは固定資産税、償却資産の減少とそれから鉄道施設などの減価償却に伴う大臣配分の減少を勘案して、今回は3,100万円の減額という説明がありました。その内容ですね、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

それから、8ページですね。款10、項1地方交付税であります。これは財政力指数、元年度から3年度までをちょっと調べてみると、単年度で元年度は0.717、そして0.703、0.627で、3年平均を見ると元年度で0.704、そして次も0.704、それでその次が0.682、このようにずっと下がってきているわけですね。4年度はまだ出てきていませんが、多分回復する気配にはならないというふうには思うわけですが、新型コロナが収まって、法人税の伸びを期待するところではあるんですが、これからの財政状況ですね、これをどのように見ているのか、その辺をお聞きいたします。

それから、コロナウイルスの関係ですが、多く打たれているワクチンはファイザー製が多いか、その辺ですね。それから、ファイザー製とモデルナ製と、それからアストラゼネカ製のワクチンがありますが、それはどんな比率で打たれているのか。それから、希望したワクチンは接種できたのか。接種を変えたようなケースがあるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、基金繰入金の関係ですが、今の基金の現在高がどのくらいか、ちょっとお聞きします。

それから、寄附の申込みについては、専用申込書とそれからポータルサイトでの申込みがあるんですが、その割合はどんな比率になっていますでしょうか。それから、寄附者が寄附金入金にはクレジット決済があるんですが、その辺の比率はどうか。クレジットはどこのクレジット決済会社が使われているのか。多く使われている決済会社というのはどこなんでしょうかね。それから、ブドウとかあるいは精肉の品物によっていろいろな状況が違ってくると思うんですが、寄附者が寄附をしてからお礼の品が届くまで、大体平均日数はどのくらいか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから雑入なんですが、これは毎年雑入で予算化されているわけなんですが、これだけ大きい分配金なんですが、歳入項目がないんでしょうかね。どうしてもここで、雑入で処理しなきゃいけないのかどうか、その辺をお聞きします。以上です。

収納対策推進幹（鳴海さん） 歳入、款1町税のうち項2固定資産税の再質問にお答えいたします。固定資産税の減額内容であります。まず土地につきましては、農地から宅地、雑種地への地目変更による増加も見込まれるところでありますが、主に宅地の地価の下落が影響し、前年比較で300万円の減額でございます。

家屋につきましては、新築住宅軽減措置の終了に伴う増額や工場に付随する建物など新增築もございしますが、新築住宅に対する軽減措置及び滅失家屋の減額などもあり、前年比較で100万円の減額でございます。

償却資産につきましては、新規設備投資の増加も見込まれるところでございしますが、既存資産の年間償却による減額、現有資産の減少、大臣・知事配分による鉄道施設等の減価償却の減少、また、法人・個人が認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて、新規に取得した資産に対する中小企業等経営強化法の免除適用による減額分などが見込まれ、前年比較で2,700万円の減額とし、固定資産税総額で約3,100万円の減額といたしました。

財政係長（宮嶋君） 再質問についてお答えいたします。ご質問のとおり、ここ数年の財政力指数の推移については、年々低くなっており、その要因といたしましては、法人町民税、法人税割の税率引下げや、コロナ禍の影響による税収の減少等による基準財政収入額の減少、国の補正予算により普通交付税が追加交付され、その分が基準財政需要額に追加されたことが主な要因であります。

今後の財政状況につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻長期化の影響による原油高、物価高騰や円高による国内外の経済の先行きが不透明な状況であります。コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、企業の業績は回復傾向で推移していることなどを踏まえる中では、税収増を見込むところであり、交付税の増額等も含めて安定して推移するものと考えております。

経済動向を注視していく中で、引き続き財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。コロナワクチン接種において多く打たれているワクチンにつきましては、ファイザー社製ワクチンであります。また、接種した方のワクチンの比率につきましては、ワクチンの種類が1価、2価、小児用などがあることから、ワクチンメーカー別で申し上げますと、ファイザー社製ワクチンが81%、武田/モデルナ社製及びモデルナ社製ワクチンが18%、その他が1%という状況であります。

次に、希望したワクチンでの接種ができたか、種類を変えたケースがあったかというご質問ですが、町の集団接種におきましては、接種される方が希望されたワクチンにより接種が実施できたところでございます。

企画調整係長（宮下君） ふるさとまちづくり基金の現在残高はどのくらいかということですが、ふるさとまちづくり基金は、令和3年度末が2億8,206万7千円でありまして、ここに令和4年度予算の基金繰入金、それと基金積立金を勘案しますと、現在の基金残高が1億9,279万5千円となっております。

また、寄附申込みの際の専用の申込書で申込みをする方とポータルサイトの割合はどのこととでございますけれども、直近3年間における専用の申込書での自治体直接の申込みというのは全体の1%にも満たない状況で、ほとんどがポータルサイトを經由しての申込みとなっております。

また、寄附者の皆さんの寄附入金にあたってのクレジット決済の比率はということですが、令和4年度、これまでのところ92%の方がクレジット決済を利用されているという状況でございます。

また、どこのクレジット決済会社が使われているかということとでございますが、町が委託している全てのポータルサイトにおきましては、VISAですとかmaster、アメックス、Dinersなど、ほとんどのクレジットカードが使えるようになっておりますけれども、どのカードが使われたのかというデータというものは提供されないため、把握はしておりません。

また、寄附をしてからお礼の品が届くまでの平均的な日数はどのこととございますが、当町で多くお申込みをいただいているブドウですとか、そういった農作物に関しましては、収穫の時期も限られることがありますので、事前に注文をいただいてから順番に時期が来たときにお送りするなどの対応をしております。また、そのほかオーダーメイドで製造をするカーテンなどの返礼品などもございまして、平均日数は算出ができない状況でございます。

なお、町におきましては、返礼品が食べ物、飲食物の場合におきましては、寄附者の方に商品が到着後、賞味期限が5日以上となるようにというような基準を設けて運用をしております。寄附者の方からは、寄附申込み後に年末であってもすぐに届いたですとか、そういった喜びのコメントなどもいただいておりますので、町内の返礼品の協力事業者の皆さんにおかれましては、早期の発送となるようご尽力をいただいているところと考えております。

住民環境課長（竹内君） 先ほどの長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金の歳入について、雑入になっているということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、昨年、令和4年度から初めて計上した費用ということで、これまでこういった歳入がなかったわけですが、あくまでもごみ許可業者、それから一般の持込みの長野広域連合で収めた手数料ということで、現段階におきまして、町の歳入項目に該当する項目がございませんことから、雑収入で計上したところでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて歳入の質疑を終結いたします。

ここで換気のため10分休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き総括質疑を行います。

歳出の質疑に入ります。

12番（西沢さん） 5点についてお伺いいたします。最初に39ページ、款2総務費、項1総務管理費、目13消費生活費の中の特殊詐欺防止装置取付費補助金でございますが、これは昨年と同額で30件分だと思います。昨今、報道されている凶悪な強盗事件などに使われる個人情報電話での対応から収集されているというふうに報道もされています。防犯対策の観点から、より強く利用を勧めてほしいと思いますが、どんな方法で周知を図っていくのか、その辺についてお尋ねいたします。

それから、57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の中の障害者計画等策定委託についてです。令和6年から3年間の第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の策定に係る予算だと思いますが、この計画策定という作業はとても大変な作業だと思っています。まず、この進め方の手順についてお尋ねいたします。そしてまた、前回のようアンケートを実施するかどうかについてもお尋ねいたします。

それから、73ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費になるかと思いますが、この予算に複合施設の建設に係る予算が計上されていません。計画により進めている大事業ですし、一般質問の中でも答弁で、令和5年度は建設準備委員会を建設委員会に格上げし、また、ビジョンを固め、先進地視察を行うとの答弁がありました。そのような事業について予算化がされていないということの理由をお聞きします。

次に、120ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の中の児童生徒支援事業についてです。支援員の数、またその内容と、町費の支援員のほかに県費の支援員についてもお尋ねいたします。

それから、同じく教育費の124ページ、項2小学校費、目3南条小学校教育振興費の中の就学援助費等についてです。令和4年度と比べて、3小学校ともこの就学援助費が増加しています。その人数とその理由についてお聞きします。

また、コロナの影響があるのではないかというふうにも考えられますが、そうしますと数年後は中学校も増加してくるような状況になるのではないかと思います、その辺についてお願いいたします。以上です。

住民環境課長（竹内君） 初めに、予算書39ページの消費生活一般経費の中の特殊詐欺防止装置取付費補助金について、防犯対策としてもPRしていったらどうかというご質問でございます。この補助金につきましては、高齢者の特殊詐欺や悪質商法等の被害防止のため、町内65歳以上の方を対象に、被害防止機能付電話機、これは自動応答記録装置または自動着信拒否装置、こういった機能がついたものを購入した場合に、経費の2分の1以内で上限5千円を補助する制度でございます。

令和2年度、3年度は、それぞれ25件、28件、また今年度につきましても、2月末現在で24件の申請をいただいているところで、こういったものを装備することによって犯罪被害から防止しているものと推測いたします。

ご指摘のとおり、これはあくまでも消費生活というくくりの中で対応しておりますが、最近では凶悪犯罪に発展するケースもございます。町としましては、防犯、安心・安全というカテゴリーの中でも、こういった補助器を購入するということを進めていきたいと考えております。町広報、町ホームページなどでも広くPRさせていただきたいと考えています。

福祉健康課長（堀内君） 予算書57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費、010344障害者計画等策定事業のご質問にお答えいたします。

こちらは、障害者基本法に基づきます障害福祉計画及び児童福祉法に基づきます障害児福祉計画、こちらにつきまして法で定めます計画期間が3年ということでございます。障がい者に対する給付サービスの見込み量や提供体制の確保の方策を定める障害福祉計画と、障がい児の通所サービスの見込み量、提供体制の確保の方策を定めます障害児福祉計画を更新することといたしております、必要な経費について計上しております。

また、国の策定方針に基づきましてこの計画を策定していくわけですが、その中で地域の障がい者や住民の意見を広く聴取するよう配慮すること、とございますので、身体、知的、精神の障害者手帳をお持ちの方にアンケートを行う予定としておりまして、さらに福祉計画策定委員会を開催する中でご意見をいただき、進めてまいりたいと考えております。

財政係長（宮嶋君） 複合施設建設事業の令和5年度当初予算に計上がない理由についてお答えします。

ご存じのとおり、今年の4月に統一地方選挙による町長、町議会議員選挙が予定されてお

ます。令和5年度の当初予算につきましては、人件費や公債費などの義務的経費や経常経費など、必要最低限を計上する骨格予算での編成としております。保健福祉機能を有した複合施設の建設は大規模な公共事業となるため、政策的な判断が必要となる事業であることに加え、骨格予算編成であるため、5年度実施予定の公共施設個別施設計画で計画しているほかの公共施設につきましても、改修等を含め、当初予算での計上を見送っているところでございます。

教育文化課長（長崎さん） 予算書120ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の児童生徒支援事業の支援員につきましては、通常学級で配慮が必要な児童や特別支援学級と通常学級とを併用している児童等に対する支援員として、学力向上・学習習慣形成支援員を各小学校に3名ずつ配置しております。加えて、村上小学校においては、肢体不自由の児童に対する支援といたしまして、1名のインクルーシブ支援員を配置いたします。

また、外国籍の児童生徒などへの外国語の支援といたしまして、外国籍児童生徒支援員を村上小学校に1名、坂城中学校校舎にあります中間教室であるフレンドリールーム支援員として坂城中学校に1名、理科の授業の支援員といたしまして、坂城小学校と村上小学校に理科支援員を1名ずつ配置いたします。

また、町の予算とは別に、県の事業における支援員といたしましては、教員の事務負担軽減のためにプリントの印刷や採点補助など、学校業務をサポートする教員業務支援員、スクールサポートスタッフを各小中学校に1名ずつ配置される予定でございます。

続きまして、124ページ、款10教育費、項2小学校費の南条小学校教育振興費の就学援助費でございますけれども、こちらにつきましては、各小学校の教育振興費の就学援助費についてご説明をいたします。就学援助事業につきましては、経済的理由により就学が困難となっている児童生徒また特別支援学級などに通う児童生徒などに対し、学校で使う学用品や給食費などに必要な費用について、保護者の負担軽減を図るために、町が就学援助を行う制度となっております。

令和5年度の就学援助事業の対象者の見込み数につきましては、南条小学校は54人で前年度当初費と比較いたしますと13人の増、坂城小学校では43人で前年度当初と比較で12人の増、村上小学校では33人で前年度当初と比較いたしますと4人の増ということで、全ての小学校において対象者が増加となっております。

増加の要因といたしますと、コロナ禍や燃料高騰などの影響による厳しい経済状況が続いていることから、経済的理由などで対象となる家庭も増えていること、また、特別支援学級などに通っている児童生徒数についても増加していること、また、毎年、国の基準単価につきましても増額となることから、予算額につきまして増額となっております。

また、ご質問のこのままいくと中学生が増額となるのではないかとというご質問につきましては、経済状況については不透明でございますので、それぞれの家庭の状況が現在の状況と変化

がないと想定いたしますと、年齢構成などにもよるとはと思いますが、中学校においても増加することもあると考えているところでございます。

12番（西沢さん） 最初の特殊詐欺防止装置取付費補助金につきましては、ご答弁の中で防犯対策費の中でもというご答弁がありました。電話による詐欺から昨今の本当に凶悪犯罪につながるおそれもあるということから、本当に防犯対策の中で新しい対応をしていただければというふうに考えます。この点についてご答弁は結構です。

次に、57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の障害者計画等策定委託ですが、これは3年間の計画となります。10年間としていた以前の障害者計画を町長期総合計画や県施策との連携を図るために6年間としたことから、障害福祉計画と障害児福祉計画の計画期間が3年間になったということではないでしょうか。次期令和9年度から以前の期間に戻すのでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

いずれにしても、3年間の計画期間で達成目標の検証まで求められるというのは、本当に重過ぎると思います。今後は上位計画に含めるなど、この計画についての検討がされるべきではないかと考えますが、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、複合施設の建設についてです。統一地方選に係ることで、必要最低限というふうにしたということですが、やはり、本当にこれから町の一番のメインの大事業ということで今まで進めてきましたので、その辺は本当に残念だと思います。この点についてもご答弁は結構です。

それから、120ページ、教育費の教育総務費、事務局費の中の児童生徒支援事業です。ただいまご答弁いただいた中で、県から配置のスクールサポートが各校1名ずつ、これは今までもそのように配置されていたのかどうかということと、それから、今のご答弁の内容で、いろんな支援が必要な子が増えてきているという状況の中で、令和5年度は十分な対応ができるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。ただいまの障害者計画等策定事業につきまして、こちらの計画期間でございますけれども、今回定めます障害者福祉計画、障害児福祉計画、その上位にあります障害者計画、こちらにつきまして、令和3年度から令和8年度までの6年間ということで定めておりますので、次期計画については、今回3年間としております。

その後につきましては、県の障がい者プラン、こういったものがありますので、その辺の整合を図るために柔軟に対応していくということが求められておりますので、その辺も踏まえて今後計画期間を定めていきたいと思っております。

あと、3年で、早いスパンで計画を見直していかなきゃいけないということではありますが、とかく障害者計画につきましては、変化が激しいといったことがありますので、国・県等でも一番身近な計画であります障害者計画、障害児計画につきましては、3年ということ定めて

いるものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 県事業における教員業務支援員、スクールサポートスタッフの配置状況につきましては、令和5年度から小中学校に各1名ずつ配置されますが、令和4年度までは村上小学校の配置はなく、ほかの3小中学校につきましては、1名ずつの配置でございました。

また、支援を必要とする児童生徒が増加しておるため、令和5年度から新たに坂城中学校にLD教室が新たに常設の教室として設置されることとなりました。町の支援員と併せてLD教室などで支援を行っていきたいと考えております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

13番（塩野入君） まず、90ページであります。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の010607農振地域整備促進事業であります。策定作業はどんな予定、日程で進めるのでしょうか。5年度1年をかけて策定するのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、整備促進協議会の委員ですね、何名。規則か何かができているのかどうか、何名でどういう構成になっているか、それをお聞きします。

あと93ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、010628農村地域防災減災事業、これは大英寺とそれから土井の入の2号のため池の地震の耐性評価委託と、そういう事業のようですが、ため池のどのような具体的調査、評価をするのか。そして、これは多分専門の調査ができるところに委託をするんだと思いますが、どこにどういうふうに委託をするのか。入札等で決めるのか、その辺の業者の関係ですね、それをお聞きしたいと思います。

それから、この5年度は二つのため池調査ですけれども、あと評価対象のため池は全部でどのくらいあるのか。それを何年かけて、いつ頃までに終わるのか、その辺をお聞きします。

続いて、同じ下の010639農業水路等長寿命化防災減災事業であります。今の会地排水門は、いつ頃造られてどんな状況にあるのか。水路とか排水門の老化状況ですね、どんな状況かお聞きします。

それから105ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁新設改良費の010820橋梁修繕事業ですが、これは昭和橋と64号橋、それぞれの工事内容をお聞きします。それから、跨道橋4橋が入っているようですが、どこの橋でどんな点検をするのかお聞きします。

あとは107ページですね。款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費の07001住宅管理人報酬10万5千円、この内容ですね。それから、町営住宅への入居基準がどうなっているか。それから保証人の条件ですね、どうなっているか。その辺をお聞きします。以上です。

商工農林課長（竹内君） 款6農林水産業費に係るご質問に順次お答えいたします。

まず、予算書90ページの農振地域整備促進事業における農業振興地域整備計画の総合見直しの作業でございますけれども、町の農業振興地域整備促進協議会における協議に加えまして、町全体の土地利用を総合的に勘案する必要があるため、役場内の関係各課とも協議を重ねながら、1年をかけて進めてまいりたいと考えております。

計画の策定にあたっては、県の同意が必要となるため、計画の素案段階から県農政部局と除外・編入をすべき農地や計画素案の内容について下協議を行ってまいりますが、作成した計画素案については、住民説明会や町ホームページにおける公表などを通じて地域住民や地権者、耕作者から広く意見を聞く機会を設けまして、皆様からいただいた意見を集約した上で計画案としてまとめ、11月頃より県との事前協議を開始し、その後は公告、縦覧、県との本協議など、法定手続を経て令和6年3月の策定を予定しております。

それから、計画の見直しにあたって設置する町農業振興地域整備促進協議会の委員につきましては、町議会、町農業委員会、ながの農協、町内の各土地改良区、長野森林組合による代表者などで構成し、20名を予定しております。

次に、93ページ、農村地域防災減災事業の防災重点農業用ため池の地震耐性評価委託についてであります。ため池堤体の高さや幅、のり面勾配などの断面の形状調査及びボーリングによる地質調査を行い、現在の堤体の状況を調査した上で、40年に一度程度の地震が来た際に堤体が安定しているかどうかの評価、解析を行うものであります。

それから、耐性評価の委託先であります。市町村と土地改良区等により設立され、また、土地改良法に基づいて設置されている長野県土地改良事業団体連合会へ委託する予定でございます。

それから、評価対象のため池であります。評価対象となる防災重点農業用ため池は、町内に6か所ございます。令和5年度は大英寺の池、土井の入2号の2か所、令和6年度では入田の池、入横尾の池、土井の入3号の3か所、令和7年度には小野沢上の池の1か所について順次調査を行う計画であります。

なお、令和6年度に調査予定の3か所のうち土井の入3号については、ため池の貯水量などの要件から、県において調査を行う予定となっております。

次に、同じく93ページ、農業水路等長寿命化防災減災事業についての質問でございますが、会地排水門の建設時期については、確かな記録がなく不明でございますけれども、平成10年頃に遮断ゲートの改修を行っておりまして、現在、水門操作などの施設の老朽化といった影響はない状況であります。また、ゲート周辺の用水路の状況につきましては、石積みの護岸が多く、一部老朽化している箇所が見られる状況となっております。

建設課長（関君） 4点ほどご質問いただきました。まず105ページの橋梁修繕事業の昭和橋についてでございますが、今年度着手します国道側から1連目及び9連目の床版下面補修工事

が終了となりますと、昭和橋全体の床版下面の補修につきましては完了となります。

続いて主構部、アーチ部の部分ですが、補修工事に着手しておりますが、令和4年度に施工しました国道側から4連目と5連目、それと同様に歩行者等に通行を配慮しながら、令和5年度は、まず国道から1連目から3連目の下流側に着手してまいりたいと思います。

なお、交付金の交付決定にもよりますが、続いて7連から9連目、同じく下流側、アーチ部ですね。それに着手できればというふうに考えております。

次に、役場入り口の64号橋についてでございますが、現在、国道と町道の交差点部、この協議を重ねております。併せて、場所が千曲川の堤防敷になりますので、千曲川の占用につきましても、変更協議を同時に進行させていただいているところでございます。

許可をいただき次第、国道との交差点部から役場手前にT字交差点があるんですが、その付近までの道路改良を通行に配慮しながら施工を予定しております。道路側溝や現在64号橋、橋が架かっているんですが、その撤去工事ですとか、また、歩車道の舗装工事、そういったものも予定しているところでございます。

続きまして、点検する跨道橋についてでございます。町内には上信越自動車道、高速道路の上に架かる橋が4橋ございます。その4橋につきまして、5年に一度の橋梁点検を予定しております。

点検は、国土交通省で定めます道路橋定期点検要領というものがございまして、それに基づきまして、橋梁の部材ごとに近接目視による点検を基本としまして、打音、また触診等により実施、橋梁の健全性を判断していく予定となっております。

続きまして、107ページ、住宅管理一般経費でございます。その中の住宅管理人報酬につきましては、住宅管理人につきましては、町営住宅、各団地7団地ございますが、7団地に管理人を選任させていただきまして、入居者と町の連絡調整ですとか、各団地で行う簡易的な作業、こういったものを主導で行っていただいております。連携の役割を図っていただいております。報酬金額につきましては、均等割ですとか、団地によって戸数が違いますので戸数割、そういったもので算出している内容となっております。

また、町営住宅の入居基準、それから保証人の条件ということでご質問いただきました。一般公営住宅の入居基準につきましては、様々な基準が定められているものなんですが、代表例としまして公営住宅法に基づきます収入基準、また、住宅に困窮していることが明らかであること、それから条例上で定めていますのは、町に住民登録ができるですとか、住民税に滞納がないですとか、60歳以上の方は単身で入居できますけれども、60歳未満の場合につきましては、親族を有すること、また配偶者暴力防止法、そういったものの基準がございまして、それから、優良住宅、旭ヶ丘、中之条団地につきましては、中所得者向けの住宅となっておりますので、収入基準などもございます。

また、保証料の条件としましては、入居が決定した者と同程度の収入を有する者という形になっております。

13番（塩野入君） まず、農業地域の整備促進事業の関係であります。これは大きな見直し、大規模な見直しということになるわけですが、全面的にこの見直しをして、総合見直しをして新しく計画策定という形で見えていいのでしょうか。その辺ちょっとどんな形になるのか、そのあたりですね。

それから、18号バイパスあるいはインター線先線など建設が見込まれておりますが、これは都市計画との調整が大変重要で、図られなければならないと、その辺があるんですが、その辺のお考えをお聞きをしたいと思えます。

それから、農村地域防災減災事業の関係であります。危険なため池は、耐性評価によってそれでこの計画策定をして、そして修理や改修の運びと、こうなるんですか。そのプロセスがどうなるのか。今回の耐性評価をして、その後今言ったような形、どういうふうに進むのかということですね。その辺です。

それから、これは10分の10、全額県の補助金で賄えるという形に予算上なっていますが、これから計画を策定したり、修理や改修というの、これは全額県費で行われるということになるのでしょうか。その辺もお聞きします。

それから、農業の長寿命化の防災減災事業のほうでは、県費の補助率はどれくらいでしょうか。それから、電動化、自動化の仕組みですね、排水門の規模とかその辺のところ、どんな状況かお聞きいたします。

あと、橋梁修繕事業、これは昭和橋、毎年計画的に修繕工事が行われていて、何か月も自動車の通行が限られているわけですね。半年近くというような感じであれなんです、5年度はいつ頃からどれくらいの期間、どんな工程で工事がされるのか。昭和橋の関係ですね、お聞きしたいと思います。

それから、住宅関係ですが、今、公営住宅に入居したいが保証人がいないとか、あるいは知り合いもなく親戚もなく困っているという、そうした保証人の壁ですね。これをクリアできないかという動きが今いろいろ見られるわけでありまして。そうしたことについて、町のお考えはどうでしょうか。お聞きします。以上です。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。まず、現在の農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、現在の計画が平成10年3月の総合見直しから長期間が経過をしており、また土地利用の変遷など当町の農業をめぐる情勢も大きく変化してきておりますので、新しい計画ということではなくて、計画全体について見直し作業を行うものでございます。

それから、都市計画との整合につきましては、国土利用計画の坂城町計画や現在策定が進められております都市計画マスタープランなど、土地利用に係る各種計画との整合は必要であり

ますので、役場内の関係各課とも協議、調整を行い、計画の見直しを進めてまいります。

次に、農村地域防災減災事業におけるため池の耐性評価後のプロセスということでございますけれども、安定計算等の調査結果により、堤体の補強や施設の改修が必要と判断されたため池につきましては、今後、国・県の補助事業を導入しながら順次補強工事を進めていくこととなります。

それで、改修が必要となったため池の改修工事などの事業費につきましては、現在、改修工事などに対する補助率10分の10といった事業はございませんが、耐性評価の結果を踏まえまして、県とも協議しながら有利な補助事業を活用していきたいと考えております。

次に、会地排水門の改修工事に係る補助率でございますが、国が50%、県が18%の計68%となっております。

それから、排水門自動化の仕組みでございますが、大雨が降った際に、水門上流側に設置した水位計により水位が上昇した情報が制御盤に送られますと、千曲川への放流ゲートを自動で開放し、併せて本流の遮断ゲートを閉鎖する仕組みとなっております。

また、排水門の規模ということでございますが、千曲川への放流ゲートは幅が2.1メートル、高さが90センチ、本流を止める遮断ゲートは幅が3.3メートルで高さが80センチとなっております。

建設課長（関君） 2点ほど再質問をいただきました。まず、昭和橋についてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、令和5年度は、国道から1連から3連、また7から9連目の下流側の主構部、アーチ部の補修工事について、例年と同様に渇水期、千曲川の増水等を考慮した中で渇水期の11月から翌年3月までの5か月間の中で実施していきたいというように考えております。

工程につきましては、主構部のコンクリート表面部の長年の汚れですとか、凹凸の部分が出てきてしまっているんですが、そういった部分を削り取って、下地処理した後にひび割れ部がどうしても出ておりますので、樹脂系の接着剤をクラックに注入していくという形になっております。工事用足場を設置しながらの施工となりますので、車両の通行止めについて施行をさせていただくという予定になっております。

続きまして、町営住宅の保証人が不要になる動きがあるが、町はそのことについてどうふうに考えるかというご質問でございました。住宅困窮者が保証人を得られずに住宅を得られないなどから、国土交通省、また県におきましても、保証人の規定を削除していく、そういった考え方の動きが出てきている。そういったことは認識しているところでございます。

一方で、現段階では、家賃滞納のほかに単身居住者、そういった方たちに事故があった場合の連絡先ですとか見守りですとか、そういった部分も含めた中で保証人になっていただいております。

なお、町外から転入するなど保証人が得られない状況もありますので、そういった場合につきましては、保証人として保証業者や長野県社会福祉協議会の入居保証制度を利用した保証制度、そういったものも活用させていただいている状況でございます。

今後、状況、実態を把握する中で、近隣市町村の状況等そういったものも調査しながら、保証人に代わる有効な方法はないか、そういったことも確認しながら必要に応じて変更してまいりたいと考えております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第9「議案第15号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。ございませんか。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第10「議案第16号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

13番（塩野入君） 歳入のほうの事項別明細書の3ページですが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金、001下水道受益者負担金ですが、5年度受益者負担金1,430万円の算出の内容をお聞きします。

そして、歳出のほうの7ページ、款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費の18021上流処理区維持管理負担金です。これも5年度の負担金9,279万6千円であり、この内容といいますか根拠ですね。それをお聞きしたいと思っております。

もう一つ、9ページになりますが、目3の流域下水道事業費、18001千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金、この負担金1,990万円はどういう事業か。その内容ですね、事業の内容をお聞きします。以上です。

建設課長（関君） 3点ほどご質問いただきました。まず、受益者負担金についてでございますが、令和5年度整備予定としまして、新規賦課分20件、9千平米を見込んでおりまして、その中で一括納付を50%と見込み、残りを分割納付、また、令和4年度までの整備の分割分を合計しまして1,430万円と見込んでおります。

続きまして、歳出7ページでございます。千曲川上流処理区維持管理負担金の算出根拠でございます。当町は千曲川流域下水道に属しておりまして、処理場施設の維持管理費に要する経費につきましては、関係市町の負担金として支払いを行っているものでございます。

負担金の算出根拠でございますが、当町は処理場へ流入する汚水量、1立米当たり83.6円を協定により定めてございます。令和5年度、年間の汚水の流入量につきましては約110万立米を想定しておりますので、9,276万9千円を計上しているという状況でございます。

続きまして、9ページ、事業費負担金につきましては、長野県と上流処理区に属する長野市、千曲市、坂城町により費用を負担しておりまして、整備に対しまして、市町のうち当町の負担

割合は7.4%となっております。整備内容としましては、週末処理場内の焼却炉及び汚泥脱水機の改築、主ポンプ及び送水機の増設、それから水処理施設の増設及び電気設備工事等になっております。

13番（塩野入君） まず、受益者負担金の関係ですけれども、公共下水道の面整備は完了して、今は整備率95%ということですが、残り5%の未整備地区の整備、5年度から進めるんだと思うんですが、その未整備地区は、どこの場所、どんなエリアになるのか。その辺をお聞きします。

そして、整備率100%になるのはいつ頃になるんでしょうか。お聞きします。

上流処理区の維持管理費のほうですが、管理費の負担金ですが、4年度は8,316万円で約1千万円増加しているんですが、その辺の原因ですね。それから、施設の老朽化など、これから先は管理ですから増加傾向になると思うんですが、その辺の見方ですね。どんな感じかをお聞きしたいと思います。

続いて、事業費の負担金のほうですけれども、これも4年度1,450万円で今回は540万円の増加になっているんですが、今いろいろ内容の説明がありましたけれども、540万円の増加の原因というものについてお聞きしたいと思います。5年度ですね。

それから、これから予想される大きな事業はどんなものが予定されているのか、あるのか、予定されているか。その辺についてお聞きします。

建設課長（関君） 再質問に順次お答えさせていただきます。まず、未整備地区はどこの場所かとのご質問でございますが、まず令和5年度に工事発注の主な工事予定箇所につきましては、中之条地区、文化センターの御堂川沿いを予定しております。また、上平地区の北部も予定しているところでございます。

そのほか、未整備地区の場所についてでございますが、令和3年度までは面整備の拡大を目的に整備をしてまいりましたが、町内には地形等の事情で未整備となっている箇所、そういったものが点在しております。今後は低宅地用ポンプの設置ですとか、そういったもので準備、整備をしていく必要があると考えております。

続きまして、100%にはいつなるのかというご質問でございます。令和4年度の整備率をそのまま推移していきますと、年間約1から2%の進捗率ということになります。100%の到達というのは、あくまで数字上ですが、令和7年度の見込みとなるというのは、あくまで数字上の話とするとそういう形になりますが、地形等の事情で未整備となっている箇所全てを完成させていくのは課題が非常に大きくて、大変難しい箇所があるのも事実でございます。

加えて、低宅地用のポンプの設置の整備につきましては、ポンプを利用する方の所有地、宅地ですと敷地の中になるんですけれども、そういったところに設置していくということになりますので、土地使用の同意、そういったものが必要になってまいります。そういった対象とな

るお宅につきましては、丁寧な説明を今後してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、維持管理負担金の増加の原因ということでございます。昨今の各種の物価上昇は、下水道処理施設にも大きな影響を与えております。特に処理施設につきましては、電気により稼働している施設が非常に多くあります。電気料の高騰、こういったものは下水処理に大きな影響を与えておまして、電気料の高騰の影響によりまして、令和4年度は汚水量1立米当たりの単価が77円でございます。その負担金が令和5年度につきましては、83.6円と増額となっております。その影響で約7,300万円の増となっております。

また、面整備を拡大させていただきまされたので、下水道の設備の影響で下水道へ接続する方が当然増えております。その方たちの分が増えていきますので、その分の流入汚水量の増加によるものが230万円となっております。

それから、施設の老朽化に係る整備費につきましては、流域下水道事業において事業費負担金として計上させていただいているところでございます。ご指摘のとおり、今後施設の老朽化が進むことも予測されることから、事業費負担金につきましては、今後増加していくことも予測されておりますが、現段階においては、千曲川流域下水道事務所においても、年ごとの建設費に大きなばらつきが生じないように計画的に整備を行って、支出の負担の平準化を図っていただいております。

次に、事業費負担金であります。千曲川流域下水道事務所におきましては、先ほど答弁しましたとおり、これまでの整備としまして平準化を図り、当町負担ベースでは約2千万円を目安に整備をしてきた経過がございます。令和4年度に対しましての整備の主な増額の要因としましては、主ポンプ及び送風機の増設、それから管理棟の空調設備設計等が主なものとなっております。

なお、今後大きな事業があるかというご質問でございます。現在、処理区域内の汚水処理量の増加に伴いまして、5系列で運転していた処理施設を1系列増設する工事を令和7年度完成を目途に行っております。なお、8年度以降につきましては、現在のところ大きな事業計画はないとお聞きしているところでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託すること

に決定いたしました。

◎日程第11「議案第17号 令和5年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第12「議案第18号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第8「議案第14号」から日程第12「議案第18号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いしたいと思います。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11日から3月19日までの9日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小宮山君) 異議なしと認めます。

よって、明日11日から3月19日までの9日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月20日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時27分)